

ちょうせい



特集

公害紛争処理制度の特長 ～専門的知見の活用～

大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による
財産被害等原因裁定申請事件について

「令和2年度公害苦情調査結果」より

市町村等の公害苦情相談窓口では
公害苦情の迅速な解決に取り組んでいます

ネットワーク

最前線紹介

市民目線で行動できる職場を目指して [三重県桑名市]

がんばってまーす

難しい業務ですね、。

一人前を目指して

[秋田県大仙市]

[島根県松江市]



東海道唯一の海上路「七里の渡」跡
(写真提供：三重県桑名市)



刈和野の大綱引き 引き合い
(写真提供：秋田県大仙市)

Contents

2 特集 公害紛争処理制度の特長 ～専門的知見の活用～ 大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染 等による財産被害等原因裁定申請事件について

高松地方裁判所判事(元公害等調整委員会事務局特別専門官)

さかい ゆいや
坂井 唯弥

10 特集 「令和2年度公害苦情調査結果」より 市町村等の公害苦情相談窓口では 公害苦情の迅速な解決に取り組んでいます

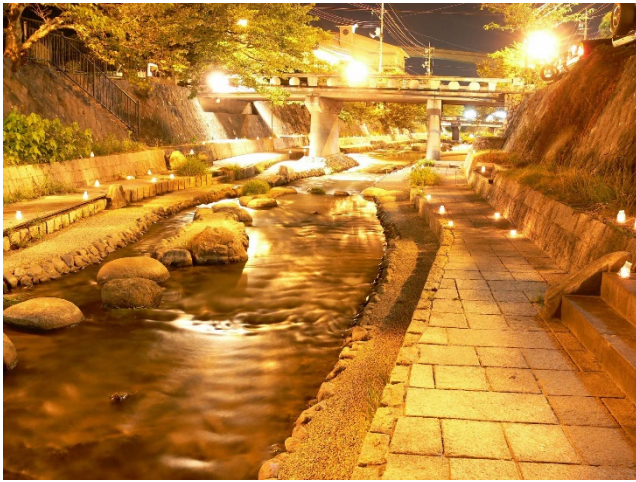
公害等調整委員会事務局

14 誌上セミナー「悪臭について」 第4回 臭気対策について

公益社団法人におい・かおり環境協会

24 公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局



玉造温泉
(写真提供：島根県松江市)



雪の松江城
(写真提供：島根県松江市)

<ネットワーク>

26 最前線紹介

* 市民目線で行動できる職場を目指して

三重県桑名市市民環境部環境対策課

28 がんばってまーす

* 難しい業務ですね、。

秋田県大仙市市民部生活環境課環境班主事 戸嶋 美海

* 一人前を目指して

島根県松江市環境保全部環境保全課副主任 高橋 侑太郎

32 公害等調整委員会の動き(令和3年 10 月～12 月) 公害等調整委員会事務局 ※

36 都道府県公害審査会の動き(令和3年 10 月～12 月) 公害等調整委員会事務局 ※

※印の記事は転載自由です。

表紙の写真 弘田柵の冬まつり (写真提供：秋田県大仙市) <関連：28 ページ>

国指定史跡「弘田柵跡」で行われる大仙市仙北地域(せんぼく)の冬のイベントです。子ども達が雪遊びを楽しむ「ゆきんこまつり」、ふるまい鍋、餅つき体験、ミニかまくら作りなどを行います。メインイベントの「蝦夷(かい)ほたる」は、約 1,000 個のミニかまくらにろうそくを灯し、弘田柵に飛び交っていたほたるを再現したもの。弘田柵南門のライトアップと共に幻想的な景色を作り出します。

大東市における工場からの排出物質 に係る大気汚染等による 財産被害等原因裁定申請事件について

高松地方裁判所判事（元公害等調整委員会事務局特別専門官）

さかい ゆいや
坂井 唯弥

公害等調整委員会に原因裁定申請があった事件のうちから、裁定委員や事務局による現地調査、複数の実証試験などを経て裁定を行った本事件について、その経過、概要とともに、専門的知見を活用する意義などについて、当時の担当特別専門官に振り返っていただきました。

1 はじめに

私は、平成27年4月から平成29年3月までの間、裁判所からの出向で公害等調整委員会（以下「公調委」といいます。）事務局の一員（特別専門官）として委員会の事務に関与しました。

公害紛争処理法に基づく裁定申請事件は、公調委の委員から構成される裁定委員会によって審理・判断がされますが、手続の進行及び判断に必要な各種の事務は、同委員会の命を受けた審査官を中心とする事務局の職員が担っており、私も、審査官を始めとする職員の皆さんと共に、いわば黒子として裁定手続に当たりました。

裁定手続の大きな特長として、民事訴訟と同様の対審構造（相対立する当事者による主張立証を中心とする審理手続）を基本に据えつつも、民事訴訟とは異なり、専門的知見を活用した職

権調査が行われることや多様な知識経験を有する委員から構成される裁定委員会による法的判断が行われることが挙げられます¹。これらの特長が個別の事案を通じてどのように表れるかについては、過去の特集記事において既に取り上げられているところですので、本稿では、当職の関与した事件を題材として、事務局の審査官らが個別の事件においてどのような活動をし、それが裁定手続にどのように結びついているかをご紹介します。

2 事案の概要

(1) 本件は、大東市において自動車のホイール等のアルミ製品の表面処理加工等を行う工場（以下「工場」といいます。）の近隣に居住する申請人らが、工場から排出される物質により、申請人らの居住・所有する住宅14軒（以下「申

¹ 民事訴訟においては、当事者は自らの責任において主張立証を行う必要があります。また、そのための費用も自ら負担します。これに対し、裁定手続では、裁定委員会が職権で事実の調査等を行うことが可能とされており、この調査費用は国費により負担されます。ただし、職権調査を実施するか否かや実施する場合の内容は、裁定委員会の裁量的判断に委ねられており、当事者がその実施を求めている、主張立証からうかがわれる事案の性質や内容等を踏まえ、行われないことがあります。

請人ら宅」といいます。)のアルミ製建材等に被害が生じたと主張し、その旨の原因裁定を求めるとともに、同被害による損害賠償に係る責任裁定を求めた事案です(責任裁定申請は原因裁定後に取下げにより終局)²。工場と申請人ら宅の位置関係は工場から最も近い住宅で6m程度、最も遠い住宅で60～70m程度でした。

若干、紛争の背景について補足すると、工場周辺は、被申請人の法人が操業を開始した平成5年当時から都市計画法上の工業地域に指定されており、当時は中小の工場が比較的多かったようですが、不況により廃業する工場が増加するに伴い、工場跡地等が宅地開発されるようになり、住工混合の地域となっていくたようです。申請人ら宅も、このような流れの中で、平成20年から平成23年頃に建築・販売されたものでした。

(2) 申請受付後、元裁判官や産業技術総合研究所理事、医師からなる裁定委員会が設置され、事務局においては、経済産業省出身の審査官や審査官補佐のほか、裁判所から出向していた裁判官(審査官及び特別専門官)や書記官(主査)からなるチームで裁定委員会の事務を担当することとされました。

本件に限らず、事務局のチーム編成は、各省出身の審査官や審査官補佐に加えて、裁判官及び裁判所書記官出身者が最低1名ずつ入るように行われており、これによって、民事訴訟と類似した構造を持ち、民法等の実体法を踏まえた判断が行われる裁定手続において、適正かつ

効率的に裁定委員会の事務を行うことができるよう配慮されています。

事件の処理経過	
H25. 1	申請受付
1	責任裁定事件と原因裁定事件を併合
5	3人の参加申立書を受付
6	・専門委員を任命 (無機分析化学、環境工学)
	3人の参加申立てを許可
7	事務局による現地調査
11	事務局による現地調査
12	第1回審問期日(大阪市)
	裁定委員による現地調査 曝露試験等開始
H27. 1	事務局による現地調査
H28. 1	第2回審問期日
4	第3回審問期日
7	原因裁定(一部認容)
	責任裁定申請取下げ

3 本件の問題点・特色

裁定手続における因果関係や損害賠償責任の有無に関する判断は、民事訴訟と同様の枠組みに沿って行われますので、工場から排出される物質による被害が主張される場合には、一般に、(1)加害行為の特定、(2)損害の発生・数額、(3)加害行為と損害との間の因果関係、(4)加害行為についての故意・過失が認められるかが問題となります。このような観点から見たとき、本件については、申請当初の段階で、以下のような点が問題になり得ました。

² 原因裁定申請は、責任裁定申請と異なり、時効の完成猶予及び更新並びに出訴期間の遵守に関して裁判上の請求とみなす旨の規定がないため、原因裁定申請の結果を訴訟に用いることを意図している場合には、本件のように責任裁定申請を併せて行っておくか、訴訟を別途提起しておく必要があります(公害紛争処理法第42条の25)。なお、訴訟を提起した上で、原因裁定嘱託を利用することも考えられます(同法第42条の32)。

(1) 加害行為の特定

①工場から排出されていた物質の特定、②排出期間、③排出量が問題となり得ます。工場の作業内容等からすると、建材に影響を及ぼす原因となりそうな物質は複数考えられる状況でしたが、申請当初はいずれも十分に特定されていませんでした。また、排出期間や排出量は、工場の操業状況や対策の有無・時期等に左右されるように思われますが、これらの事実関係も明らかではありませんでした。

(2) 損害の発生・数額

申請人らが主に損害として主張していたのは、アルミ製建材（サッシや網戸・窓の枠等）の被膜の剥離や点食でしたが、申請当初に提出された証拠などによっては損害の全体像が判然としませんでした。また、本件は原因裁定に加え、責任裁定が申請されていたので、仮に因果関係や故意・過失が認められた場合には損害額をどのように判断するのか（美観上の問題に留まるのか、耐用年数に有意な差が生じているのか、機能上の障害が生じているのか等）も問題となりそうでした。

(3) 因果関係

①工場から排出される物質が申請人ら宅に到達しているか、到達しているといえる場合、②当該物質によって申請人らの主張する被害が生じるかが問題となり得ます。特に後者については、工場から排出されている物質を特定した上で、申請人ら宅で使用されている建材の材質や製法、化学的特性を検討する必要があるほか、他原因の可能性（他の物質によっても同様の事象が生じ得るのではないか）についても、申請人ら宅周辺の状況を踏まえて検討する必要がありますがありました。

(4) 故意・過失

この種の事案においては、通常、過失（注意義務違反）の有無が問題となります。例えば、問題となる物質を排出すれば近隣の住宅の建材に損害を生じさせることを認識すべきであったのに不注意によってこれを認識できなかったとか、損害が生じ得ることを認識しており対策を講じるべきであったのに不注意によって十分な対策を講じることができていなかったという事情が認められる必要があります。本件に即していえば、被申請人が、問題となる物質の化学的特性や排出状況、申請人ら宅の被害状況をどのように認識・把握していたのかを明らかにする必要があると考えられます。

4 本件の経過・訴訟との比較における特長

(1) 審理序盤における事実の調査

裁定委員会は、通常、申請受付後速やかに、当事者に対し主張立証の補充等を求めるとともに、審理の見通しを立てたり、職権調査の要否・内容の検討を行うために、事務局を通じ、事件に関する情報収集を行います。民事訴訟であれば、裁判所が当事者を差し置いて積極的に事件の背景や経過を調査することはあり得ず、不明な点がある場合には、基本的に当事者に対応を求めることになりますが、これには当事者それぞれの能力や立場、資力などによる制約や限界があるため、必ずしも上手くいかないことがあります。このような訴訟手続と比べると、裁定手続では、職権による事実の調査が可能とされており、実際に多くの事件で活用されている点が大きな特長といえ、裁定手続を計画的に進める上で重要な役割を果たしています。

なお、手続序盤における調査の多くは、裁定

手続の進行等を検討する目的で行われているため、その結果が判断資料（証拠）として用いられることは少なかったと記憶していますが、仮に、調査結果を証拠として用いる場合には、当事者の意見をきかなければならないものとされています。そのため、当事者の関知していない証拠が不意打ち的に用いられて何らかの判断がなされるといったことはありません。

事務局は、裁定委員会の方針に基づき、本件申請受付後まもなく、①業界団体、②自治体（大阪府、大東市）、③有識者からのヒアリングをそれぞれ実施しました。これらのヒアリングによって、アルミの表面処理加工に関する基本的知見（一般的に使用される薬剤及びその化学的特性、化学研磨による表面処理の原理、処理時に排出される物質及びその排出方法）や、公害苦情処理等を通じた自治体の関与状況からうかがわれる紛争の経過、法令による規制の有無・内容、問題となる専門的知見を得るために必要となる専門分野・専門家等に関する有益な情報が幅広く収集されました。

ヒアリングを的確に行うためには、適切なヒアリング先を選定し、協力を取り付けるなどの調整が必要になりますが、私の経験からいうと、こうした調整については行政経験の豊富な職員が得意とされており、いつも手際良く手配されていました。また、聴取事項の整理においては、裁判所出身の職員からは審理の進行や法的問題点を意識した意見が出される一方で、行政庁出身の職員からはそれぞれの職務経験等を踏まえた意見が出されるなど、事実の調査一つをとっても、多職種から構成される事務局の利点が活かされていたと思います。さらに、公調委は、日頃から、各自治体との間で公害紛争処理や苦情相談に関して情報交換を行っているところ、このような関係性は、自治体からのヒ

アリングを円滑に行う上で一役買っていました。

(2) 審理中盤における専門的知見を活用した職権調査

ア 専門委員は、通常、裁定委員会による候補者の選定や公調委での審議を経て、総務大臣により任命されるため、専門委員が事件に関与するまでは相応の時間が必要になります。本件では、比較的早期にヒアリングに着手したこともあり順調に手続が進められ、アルミニウムの表面処理加工の理論及び実務に詳しい学識者が任命されました。これは業界団体からのヒアリングで判明したことでありますが、アルミニウムの表面処理加工については実務・理論の両面に精通した学識者が少なく、もし裁判所で訴訟として扱っていたとすれば、人選の段階からかなり厳しい進行になっていたと思われます。

裁定委員会は、専門委員の任命手続と並行し、事務局を通じ、申請人に対しては問題となる建材のメーカー、型番、表面処理の種類等を明らかにするように、被申請人に対しては工場の具体的な操業状況、使用薬剤の詳細、排出処理方法等を明らかにするように求めるとともに、紛争の実情を詳細に把握するため、現地調査及び当事者からのヒアリングの実施に向けた準備を進めました。

その結果、申請から約半年後の平成 25 年 7 月には、事務局による現地調査及び当事者からのヒアリングが実施され、これらにより、裁定委員会において、申請人らの訴える被害状況や、工場の操業状況及び薬剤の使用・排出状況に加えて、当事者双方の紛争解決に対するスタンスなどが具体的に把握されるに至りました。

なお、この事務局による現地調査の結果については、後に追加して行われた分も含め、詳細

な事実調査報告書が作成され、当事者に意見を求めた上で、職権により証拠として取り調べられました。報告書は、基本的に、民事訴訟における検証調書（裁判所が見分するなどした結果をまとめた書面）に類似する体裁で取りまとめられており、その作成においては、裁判所書記官出身の職員の知識経験が活かされています。

イ 裁定委員会は、これまでの当事者の主張立証、現地調査の結果及び専門委員の意見等を踏まえ、工場から排出される硝酸等が申請人ら宅の建材に影響を及ぼしている機序や程度等の因果関係に関する事情を明らかにするため、裁定委員会自ら現地調査を行うことに加え、専門委員監修の下、申請人ら宅の建材と同等品（サンプル）を用いた各種試験を行うことを決定しました。

なお、このような調査は、その内容にもよりますが、通常、相当の期間と予算が必要となるため、全ての事件で行われるものではありません。私見ですが、裁定委員会は、公害事件としての内容・性質や、当事者の主張立証の状況、調停による解決可能性などを総合的に考慮して、実施の是非・内容を検討しているのではないかと思います。

ウ 本件曝露試験は、工場周辺数か所にサンプルを設置してその変化の有無・程度を観察するとともに、実験室において、サンプルに対し、工場から排出されていると考えられる硝酸や亜硫酸のガス及びミストを様々な濃度で噴霧するなどしてその変化を確認するというものでした。また、これらの試験後には、曝露試験前後のサンプルの強度や性質の変化を確かめる試験も実施されました。

これらの試験を行うに当たっては、その内容

を仕様書に落とし込み、入札にかけた上、受託業者決定後は打ち合わせを重ねるなどする必要があります。また、本件では、試験に使用するサンプルをどのように入手するかという問題もありました（裁判所で民事訴訟を扱っていてもそうですが、当然のことながら、紛争性の高い事案に積極的に協力してくださる企業は稀です。）が、これらの点については、専門委員の尽力によっていずれも解決されました。

なお、以上の職権調査は、因果関係の解明に資することはもちろんですが、再発防止策の要否やその内容を検討する上でも重要な意義を有しており、本件の手続終盤においては、これら試験の結果も踏まえ、話し合いによる解決に向けた裁定委員会による働きかけが行われています。

(3) 審理終盤における調停の試み、審問期日の開催、裁定

ア 平成26年中には一連の試験が概ね終了し、さらに、専門委員によりこれらの試験結果を踏まえた工場排出物質と建材の変質との関係性や再発防止策に関する意見書が作成されました（これらの試験や意見書の内容及びこれに対する裁定委員会の評価については、本稿末尾の公調委HP案内から参照できる原因裁定書において明らかにされているところですので本稿では詳述しません。）。

訴訟では、高額の費用を要するこの種の試験を当事者の負担で実施すること自体が難しいですし、また、中立的な立場にある専門家が、試験計画の策定の段階から継続的に関与することも難しいことが多いと思われ、本件のような進行は裁定手続ならではのものといえます。

イ 裁定委員会は、平成26年末、これらの試

験結果及び意見書を当事者に送付して意見を求めるとともに、翌年4月には、これまでの審理や調査を通じて得られた心証を踏まえ、話し合いによる解決の可能性を探るべく、事務局を通じて当事者からのヒアリングを再び実施するなどして事案の解決に努めました。最終的には、裁定委員会から具体的な解決案の骨子が示されるまでに至りましたが、残念ながら話し合いによる解決は不調に終わりました。手続の性質上、具体的な経過は明らかにできませんが、個人的には、本件では、工場から排出される硝酸や亜硫酸について法令上の規制が存在せず（ただし、硝酸については過去に府条例による規制が行われていた時期もあったようです。）、硝酸や亜硫酸をどのようなレベルまで低減すれば、必要十分な対策を行っているかについて具体的な強制力の伴う枠組みを設けるのが難しかったことが指摘できるように思います。

ウ 以上の経過を踏まえ、裁定委員会は、裁定に向けて審理を進めることとし、平成28年1月以降審問期日を重ね、同年7月には、原因裁定を行いました。原因裁定の結論は、申請人ら宅の建材の被害の大半が、工場から排出された硝酸及び亜硫酸によるものであることを認めるもので、申請人らは、この結果を受けて、責任裁定を取り下げました（責任論については別途訴訟で争う意向であったと記憶しています。）。

(4) 本件裁定について

裁定では、工場の具体的な操業状況や申請人ら宅の被害状況が、事務局を通じて行われた現地調査の結果に基づいて認定されました。また、本件裁定申請以前の工場からの硝酸等の排出

状況や被申請人らの対応状況等の認定については、大東市による硝酸及び水酸化ナトリウム（硝酸や亜硫酸の中和剤として用いられていたもの）の排気測定結果等が活用されています。

裁定書から読み取れる証拠関係からすると、特に、裁定申請以前の工場からの硝酸等の排出状況については、被申請人から数度にわたって排出対策を行ったとの主張がなされていたこともあり、上述したような自治体による公害苦情処理等における対応の積み重ねがなければ、因果関係に関する認定を行うことがより難しくなっていたように思われます。こうした事案を扱う際の自治体との連携の重要性やこれを可能とする公調委の強みを感じられるところ です。

また、裁定においては、工場から排出された硝酸や亜硫酸のガス・ミストが申請人ら宅の建材に影響を及ぼした機序やその前提となる工場からの硝酸及び亜硫酸の排出過程が、各種試験結果や専門委員の意見書によって具体的に認定されています。排出物質と被害との関係は、排出された化学物質の特性や排出状況、工場周辺の被害状況（工場から離れるにつれて被害が少なくなること等）からある程度推認することが可能と思われますが、実際に試験等を行い、専門的知見と整合する結果が得られていることで、因果関係に関する判断の説得力が増しているように思われます。

5 終わりに

(1) 本件は平成25年1月に裁定申請がなされ、その約3年半後に裁定に至り終結しました。因果関係の判断にかかった期間として見たとき、3年6月という期間は長いと感じる方が多いと思います。ただ、その中身を見ると、うち1年強は、曝露試験等の準備（仕様の決定、入札、

打合せ等）や実施、意見書の作成に要したものであり、これらについては曝露試験に一定の期間を要する以上、やむを得なかったと思われます。また、その余の期間については、多くが当事者の主張立証の補充（参加申立てに伴うものを含む）や話し合いによる解決に向けた調整に費やされており、現地調査やヒアリングはこれらの期間中に行われていますし、審理終結から裁定書完成までの期間も3か月程度とこの種事件における一般的な期間にとどまっています。

当事者の主張立証の整理をいかにして迅速かつ適切に進めていくかという問題は民事訴訟と共通する問題ではありますが、裁判所から出向している者として感じたのは、裁定手続では、職権主義が取り入れられていることとの関係で、主張立証に関する当事者の積極性が後退する側面があるということです。本件を離れた一般論として述べると、例えば、被害状況については、被害を訴える側の事情ですから、裁定委員会の調査を待たずして、必要とされる事実関係を具体的に主張立証することが可能であり、かつ、そうすることが望ましいですが、必ずしもそのような事案ばかりではなく、当事者主義が真実発見に資すると言われている理由を身をもって感じることも少なくありませんでした。

この点については、最終的に適切な結論が出るのであれば、職権主義を前面に出して手続を進めればよいのではと思われる向きもあるかもしれませんが、しかし、当該事案の事情を最も良く把握しているのは当事者であり、職権による調査はあくまで当事者による主張立証を端緒として行われるものです。原因裁定の結果を踏まえて損害賠償請求を目的とする訴えを提起した場合を例にとって述べると、原因裁定手

続において当事者による主張立証が尽くされないまま裁定がなされると、民事訴訟において、裁定の前提となった事実関係とは異なる新たな主張立証がなされ、原因裁定の結果を有効に用いることができなくなる可能性が生じます（裁定の結論や理由は裁判所を拘束しません。）。最悪の場合、裁定のために費やした時間やお金が全く無駄になってしまうこともあり得るでしょう。このことは責任裁定後に民事訴訟が提起された場合においても同様です。当事者主義と職権主義の調和を図る具体的方法は個別の事案によるところであって、端的に答えが出せる問題ではありませんが、裁定手続を利用される方においては、職権調査の前提としての当事者による主張立証の重要性にぜひ留意していただけたらと願うところです。

(2) 公調委事務局から離れて早5年が経過しようとしている今、当時の職務経験を振り返ってみると、審査官経験者の寄稿でも度々言及されているとおり、公調委事務局での経験は、裁判官としてのキャリアを積んで行く上で、非常に有益で、得難いものだったといえます。本稿の執筆を通じて、この大東市事件においても、様々な知識経験を有する事務局職員の方々や専門委員の先生と協働し、裁定委員会による適正妥当な解決に向けて時には事務局内で活発な議論を行い、時には委員の皆様からご指導をいただくなどして職務を行っていたことが懐かしく思い起こされました。この場をお借りして、当時お世話になった皆様に感謝申し上げ、本稿の結びとさせていただきます。ありがとうございました。

(参考資料)

**大東市における工場からの排出物質に係る大気汚染等による
財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件（概要）**

【事件の概要】

平成 25 年 1 月 9 日、大阪府大東市の住民 14 人から、金属加工会社を相手方（被申請人）として、責任裁定と原因裁定を求める申請がありました（申請の内容は以下のとおり）。

○責任裁定は、自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金合計 5,992 万 2,000 円の支払を求めたものです。

○原因裁定は、自宅のアルミサッシの被膜が剥がれるなどの申請人らの財産的被害は、被申請人の工場から排出される硝酸等を含んだ有害なガスによるものである、との原因裁定を求めるものです。

その後、平成 25 年 5 月 24 日に、同市の住民 3 人から、それぞれ同一の原因による被害を主張する参加の申立てがあり、同年 6 月 25 日、裁定委員会はこれらを許可しました

【事件の経過】

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、3 回の審問期日を開催するとともに、被申請人の工場から排出されるガスと申請人ら宅の被害の因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、

○原因裁定申請事件については、平成 28 年 7 月 5 日、本件申請を一部認容するとの裁定を行い、

○責任裁定申請事件については、平成 28 年 7 月 15 日、申請人ら及び参加人らから申請を取り下げる旨の申出があり、それぞれ終結しました。

【参考】

当事件については、以下の公害等調整委員会のホームページも御参照ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/activity/daitoshi_taikiosen.html



市町村等の公害苦情相談窓口では 公害苦情の迅速な解決に取り組んでいます

～「令和2年度公害苦情調査結果」より～

公害等調整委員会事務局

「建物の解体工事の音がうるさくてイライラする」「野焼きによる煙やにおいで気分が悪い」など生活の中での困りごと、**「公害」**になることがあります。

公害で困ったときには、まずは、お住まいの市町村等の公害苦情相談窓口へ相談してみましょう。
今回は、公害苦情相談窓口の公害苦情の迅速な解決に向けた取組状況を、データでご紹介します。

はじめに

「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたり、いわゆる典型7公害である①大気汚染、②水質汚濁、③土壌汚染、④騒音、⑤振動、⑥地盤沈下及び⑦悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずること、と定義されています。

市町村等の公害苦情相談窓口では、こうした公害（典型7公害）の苦情だけでなく、不法投棄を含む「廃棄物投棄」や雑草の繁茂などの苦情も公害苦情として受け付けています。

公害等調整委員会では、市町村等の公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の件数や処理の実態等を統計的に把握するために、毎年度、公害苦情調査を実施しています。

1 公害苦情の受付状況

令和2年度公害苦情調査結果をみると、公害苦情の受付件数は81,557件で、前年度に比べ11,099件（対前年度比+15.8%）増加しました。

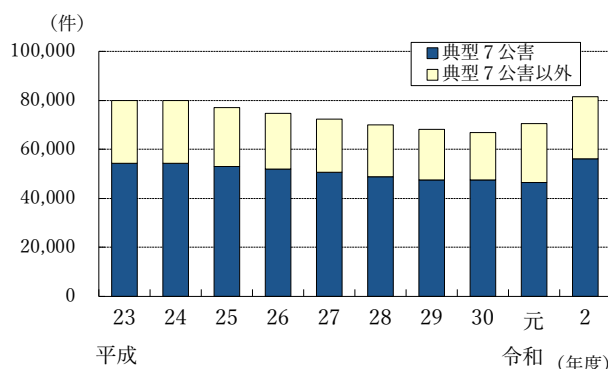


図1 全国の公害苦情受付件数の推移

これを公害の種類別にみると、「騒音」が4,335件（対前年度比+28.1%）、「大気汚染」が2,782件（同+19.4%）増加したことによる影響が大きく、また、発生原因別にみると、「焼却（野焼き）」が3,902件増加（同+32.3%）したことによる影響が大きいことが分かりました。

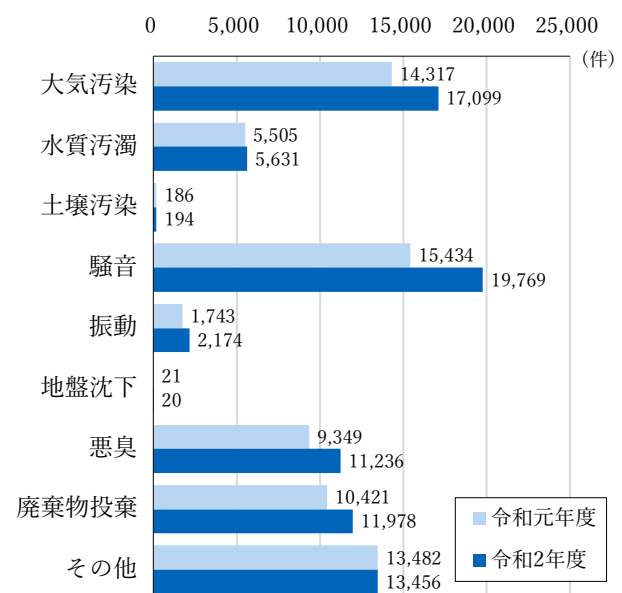


図2 公害の種類別公害苦情受付件数

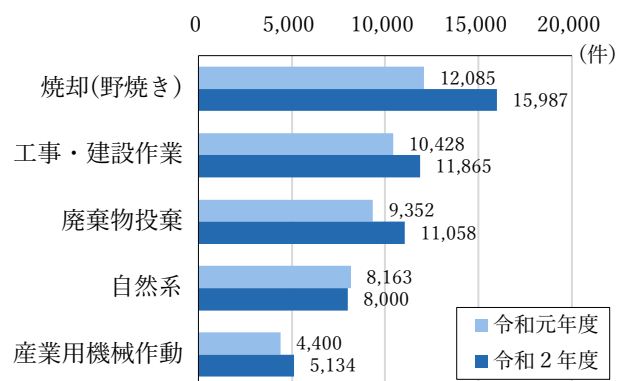


図3 主な発生原因別公害苦情受付件数（上位5項目）

なお、令和2年に生じた新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の流行は、日本を含む世界規模に拡大し、その感染拡大に伴う影響は、人々の生命や生活のみならず、経済、社会、更には、人々の行動・意識・価値観にまで、多方面に波及しました。

公害苦情調査（本調査）は、公害苦情相談窓口が受け付けた公害苦情の件数、内容等を把握するものであり、本調査結果に係る背景等も含めたデータは取得しておらず、調査結果に関する詳細な分析までは行っていません。

一方で、感染症拡大の影響等も予想されたことから、自治体がどのように感じているかを把握す

るため、本調査に付随して自治体アンケートを特別に実施しました。

そのアンケートで、令和元年度及び2年度の公害苦情処理に感染症拡大の影響があったかを聞いたところ、回答があった1,660自治体¹のうち、「影響があった」と感じている自治体は、令和元年度の38自治体から2年度は235自治体に増加しました。

また、「影響があった」と回答した自治体に、どのような影響があったかを複数回答で聞いたところ、「受付件数が増加した」と回答した自治体は、令和元年度の18自治体から2年度は176自治体に増加しました。

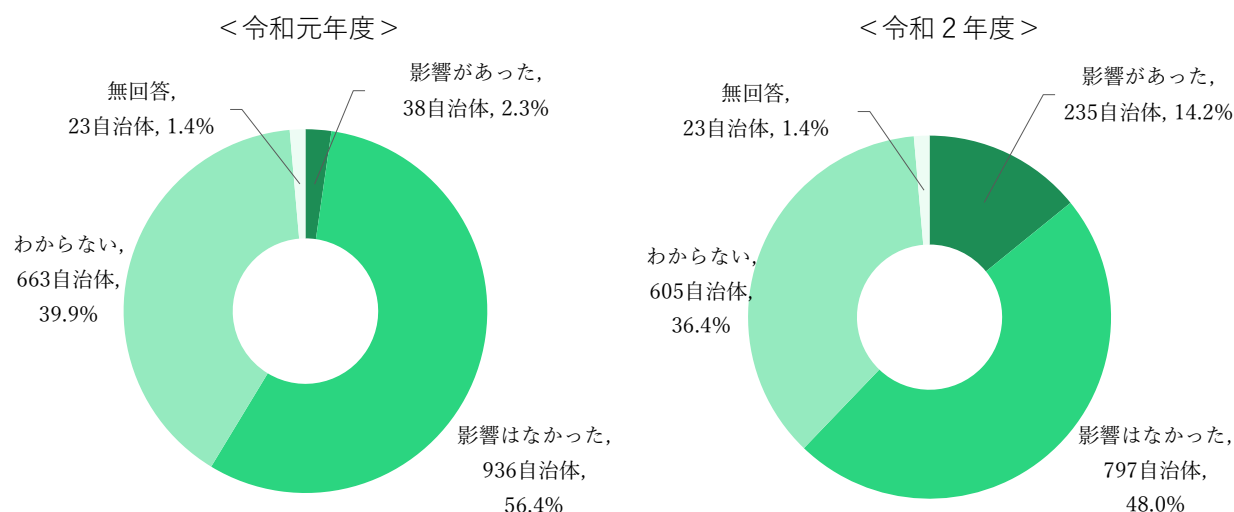


図4 感染症の影響の有無 (n=1,660 自治体)

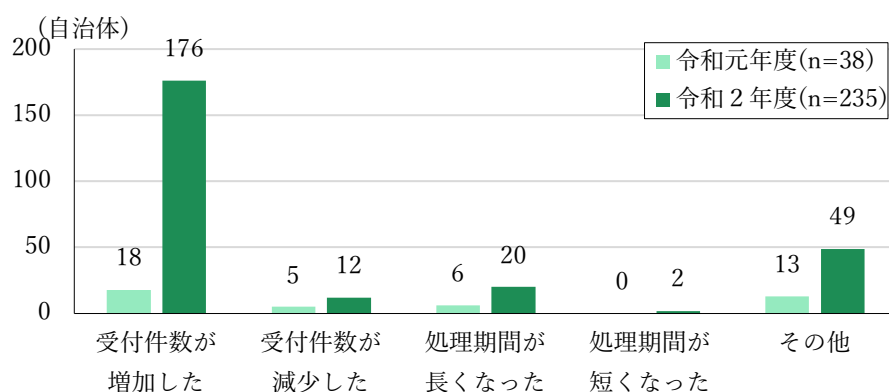


図5 影響の内容 (複数回答)

¹ 同一自治体内の複数の窓口から回答があった場合には、それぞれを1自治体とカウントしている。

2 公害苦情の処理状況

市町村等の公害苦情相談窓口では、公害苦情を受けると、相談員等が相談内容に応じて被害の実情等を調べ、被害の原因や実態を明らかにした上で、公害の発生源者に改善のための指導や助言を行い、苦情の解決に努めています。

令和2年度は、受付件数の81,557件に、前年度

からの繰越件数である4,869件を足した86,426件が全国の公害苦情取扱件数です。

そのうち、公害苦情が解消したと認められるまで公害苦情相談窓口が措置を講じたことを直接処理と呼んでいますが、直接処理した70,872件（取扱件数の82.0%）のうち、約7割は1週間以内に苦情を解決しています。

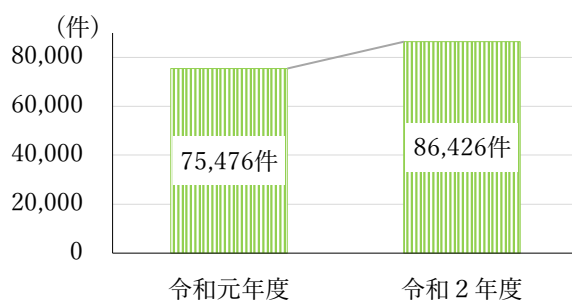


図6 全国の公害苦情の取扱件数（＝処理件数）

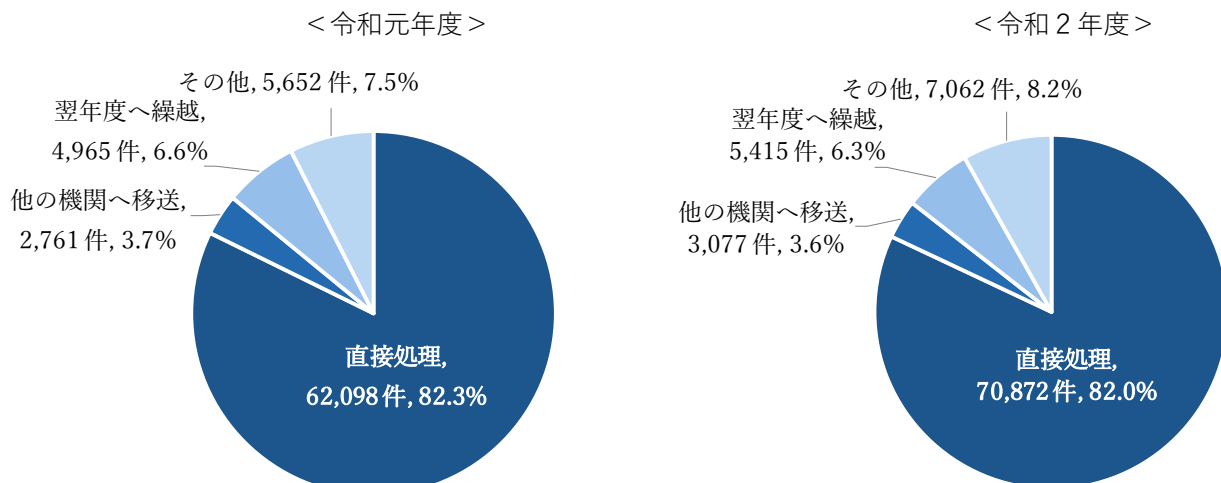


図7 処理区分別件数の割合

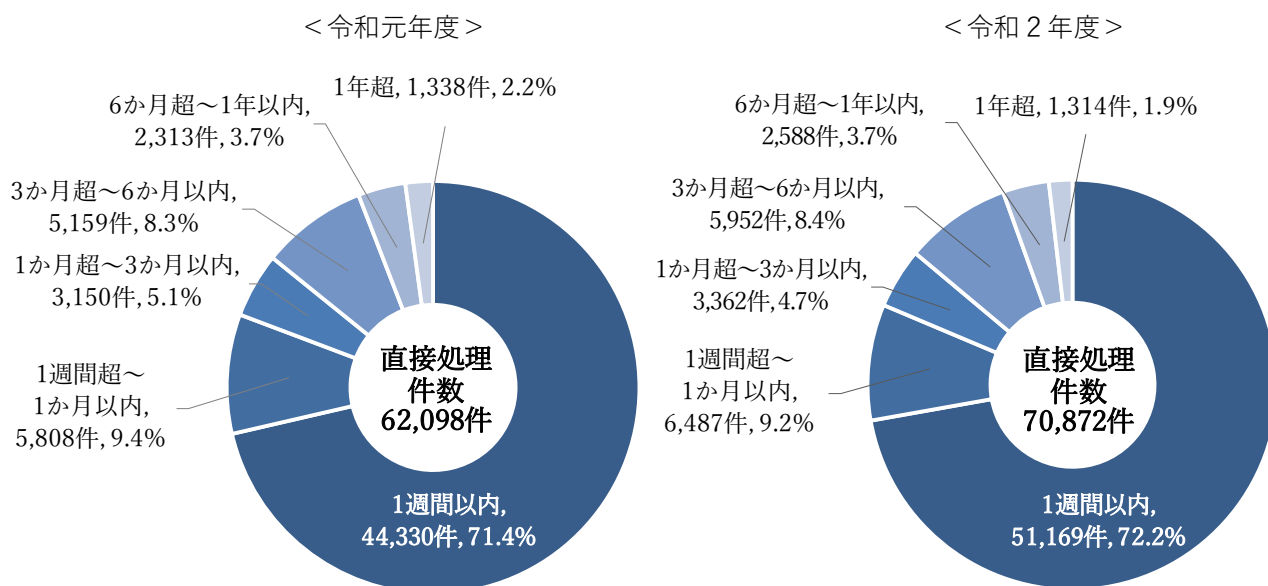


図8 苦情の処理に要した期間別直接処理件数の割合

3 公害苦情処理担当の職員数

令和2年度末（令和3年3月31日）現在、市町村等で公害苦情の処理を担当している職員

（以下「公害苦情処理担当職員」という。）の数は10,842人で、この10年間は11,000人程度で推移しています。

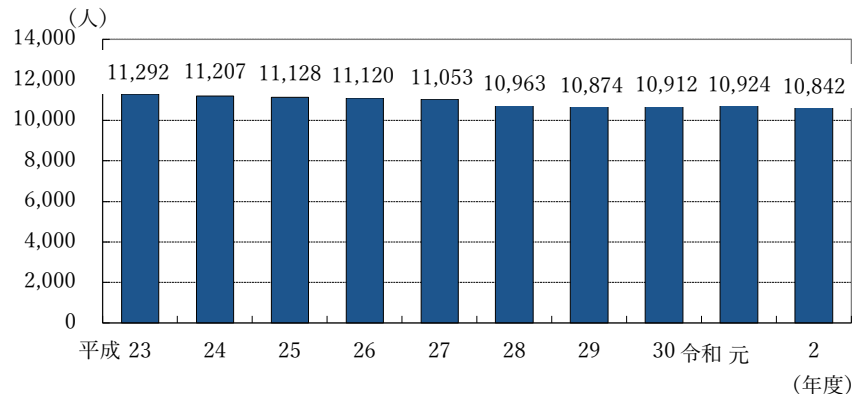


図9 公害苦情処理担当職員数の推移

4 最後に

令和2年度公害苦情調査²及び自治体アンケートの結果からは、令和2年度の公害苦情処理については、感染症拡大の影響による在宅時間の増加だけでなく、住民の生活環境に関する考え方の変化などの影響もあり件数が増加したものと推測されます。

一方で、公害苦情処理担当職員の方々の日々の努力の結果、公害苦情の相談を受けてから1週間以内にその7割以上が解決していることを読み取ることできると思います。

公害で困ったときは、お近くの市町村等の公害苦情相談窓口³で相談を受け付けていますので、ぜひご利用ください。

<本調査の問い合わせ先>

公害等調整委員会事務局総務課調査研究係

TEL：03-3581-9956

² 令和2年度公害苦情調査結果の詳細は、公害等調整委員会のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/knowledge/report/kujyou-r2_index.html



³ お近くの市町村等の公害苦情相談窓口は、公害等調整委員会のホームページに掲載していますので、ご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/complaint/soudan_madoguchi.html



悪臭について

第4回 臭気対策について

公益社団法人におい・かおり環境協会

■はじめに

本セミナーでは、苦情件数が多い悪臭について、公益社団法人におい・かおり環境協会から実務を通じて得られた知見や、悪臭に関連した規制、測定方法、対策技術等について、地方公共団体の公害関連部局担当職員の方に向けて分かりやすく解説しています。

これまで3回にわたって、においに関する基礎知識や悪臭防止法の規制基準等を解説してきました。

最終回となる本稿では、臭気対策について、基本的考え方のほか、飲食店や畜産農業・堆肥化施設における臭気対策、脱臭装置等について解説します。

1. 臭気防止対策の基本的考え方

臭気対策にあたっては、周辺環境、周辺への影響の程度、事業所の事業内容、各施設の状況、作業環境、脱臭装置メンテナンスの能力、事業所の経営状況等を十分考慮して、適切な対策を検討することが必要です。どの臭気発生事業所にも適用できる画一的方法が必ずしも存在するわけではありません。臭気発生事業所の状況により、対策方法も異なってきます。以下の考え方を基本に、適切な臭気防止対策を検討することが必要です。

(1) においの特徴を十分理解すること

においは低濃度、多成分の混合体であること、また刺激量と感覚量との間には、対数関係で表される法則があることや、通常は快いにおいであっても、強さや継続時間、におう頻度及び嗅ぐ人の状態により、悪臭として感じられることがあることも理解しておかなくてはなりません。

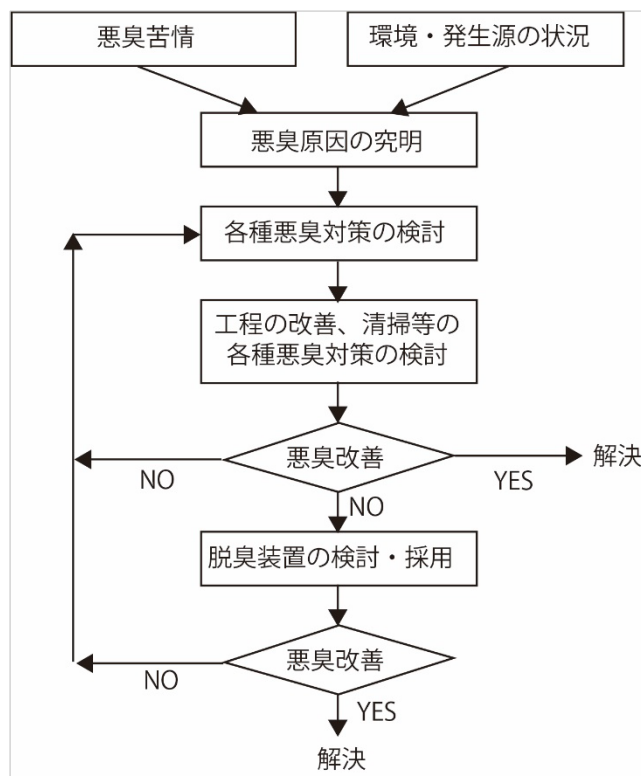


図1 悪臭防止対策の実施手順(引用図¹⁾の改編)

(2) 問題となる臭気発生源を特定すること

臭気対策を検討する場合、最初に行わなくてはならないことは「現状把握」です。すなわち、問題となる臭気はどこから発生して、周辺環境にどの程度の影響を与えているかを十分に把握しておかなくてはなりません。臭気の原因箇所を見つけるためには、事業所内及び事業所周辺をくまなく歩き、自分の鼻で確認することが重要です。状況に応じて臭気排出強度を算出することも有効です。

(3) 臭気の少ない原材料への転換

臭気の発生要因を検討し、臭気を発生させない方法を考えることは有効な対策の一つです。臭気対策の場合、臭気を発生させてから除去するのは技術的にも、経済的にも負担がかかるケースが多いです。まずは、臭気発生の少ない代替物への転換をすることを検討します。

(4) 臭気物質の発生抑制及び使用量の削減

臭気の大気中への発生を抑えるという観点から、蒸散防止対策も有効な方法です。特に、有機溶剤などの臭気物質は、非常に揮発性の高いものが多いです。保管容器等からの臭気物質の漏れがないかを、十分に点検する必要があります。また、使用量を削減して大気中への放出を抑制することが有効です。

(5) 建屋等からの臭気の漏洩対策

事業所の建屋などからの漏洩が、悪臭被害の原因になる場合もあります。事業所の窓、出入口、壁の穴などの開放部からの臭気物質の漏れを少なくすることが大切です。建屋外の野積み原料や廃棄物が原因となったり、排水処理槽が問題となるケースもあります。

窓などから臭気が発生する場合は、漏洩部分

をふさぎ、陰圧にすることが有効であり、屋外にあるものからの臭気の漏洩については、簡易に適切なシートを被せるなり、カバーするなどの対策が考えられます。

(6) 大気拡散及び大気希釈による対策

臭気の排出口の位置を高くしたり、排出口の向き・位置を変えたりすることなどがあげられます。この方法はイニシャルコストも比較的安く、ランニングコストもかからないことから、中小零細企業向けの対策として、広く採用されている対策です。排出口の高さについては、近隣の建物の最大高さの1.5倍以上に上げることが望ましいです。排出口の向きについては、臭気対策上、横向き、T型、H型より、上向きの方が有効な場合が多いです。

また、発生する臭気をいかに的確に集めるかという点が、ポイントとなります。この対策の中ではまず、臭気を集めるフードの位置、構造、ファンの能力が重要になります。

(7) 既設の設備などの利用

既に設置されているボイラ等の燃焼炉がある場合は、臭気物質を含んだ排ガスを、その燃焼炉の燃焼用空気として、燃焼分解できないかを検討することも必要です。新たに燃焼脱臭装置を導入するよりも、既設の炉を利用するため、設備費及び燃料費が節約されるため、経済的に有効です。

(8) 作業時間の見直し

対症療法的なものですが、対策の一つとして、臭気が発生する工程は、食事時を避けるようにしてみるのも、効果のあることがあります。周辺住民と事業所の位置関係から、陸風、海風を考慮して、事業所から周辺住民の方位に風が行

かない時間帯を考慮して、操業の時間帯を検討することも考えられます。

(9) 脱臭装置の導入

(3)から(8)の各種臭気対策の検討を行った後、まだ臭気の問題が残り、解決できない場合には、脱臭装置の導入を検討することになります。脱臭装置には、様々な方法がありそれぞれの特徴を十分理解することが重要です。

2. 飲食店における臭気対策

環境省でまとめている令和元年度悪臭防止法施行状況調査の苦情の内訳をみると、野外焼却が最も多く全体の29.9%、次に多いのがサービス業・その他が15.3%、個人住宅・アパート・寮が12.3%になっています²⁾。悪臭防止法では事業所が指導の対象となるため、今回はサービス業・その他の中に含まれる飲食店の臭気対策について話をします。なお、臭気対策は先に述べたように臭気発生事業所の状況により、対策

方法も異なってきます。この対策を行えば必ず苦情が改善するという技術はないため、指導を行う上での参考としてください。

2-1. 飲食店におけるにおいの問題

コーヒーの焙煎の香りや焼く、煮る、炒めるなどの調理臭は、一般には美味しそうでいいにおいと感じられますが、近隣でいつも同じにおいを嗅がされている人にとっては我慢できない場合もあります。飲食業における仕込みの際や営業ピーク時にはかなり強いにおいが出る場合がありますし、廃棄した材料くずから発生する腐敗臭が加わる場合もあるからです。

飲食店は町の中で営業していることが多く、周りがビルに囲まれていたり、住宅と比較的近い距離に立地していたりすることがあります。このような条件では、換気扇やダクトから排出されたにおいはあまり拡散することなく、濃いまま近隣を漂い、悪臭苦情を引き起こすことがあります。

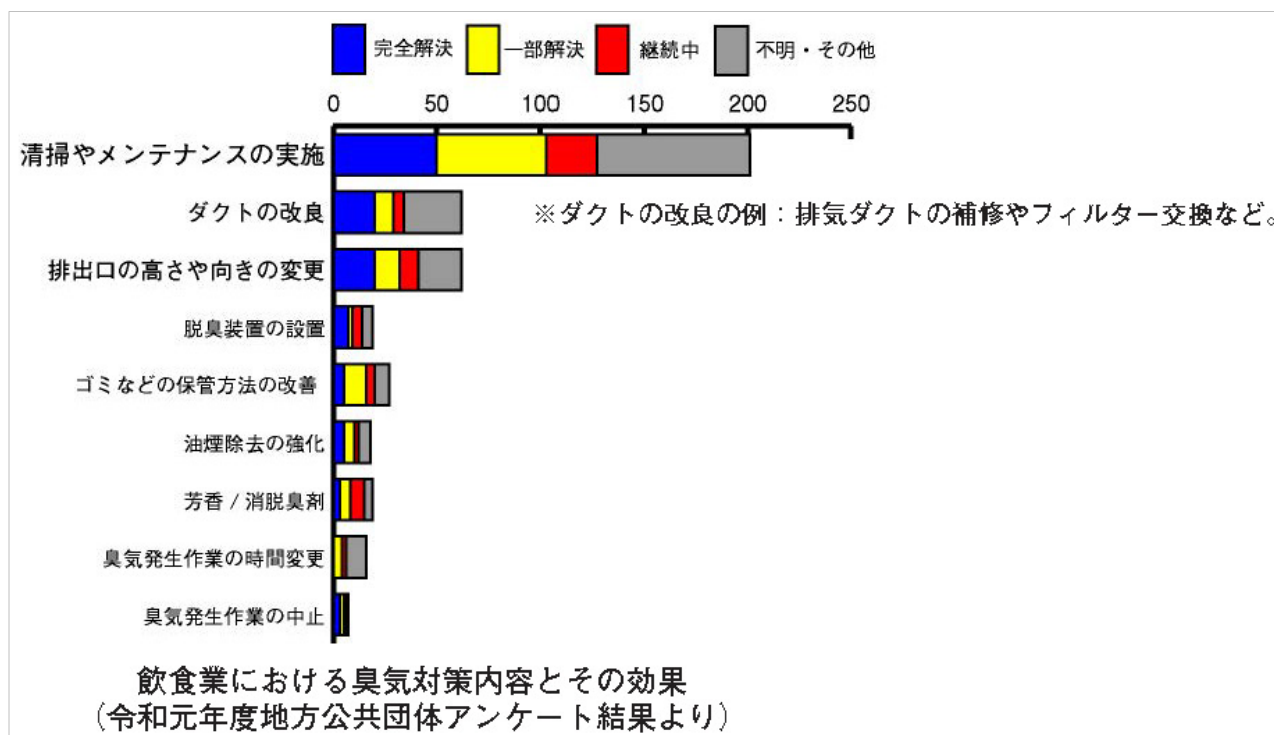


図2 飲食業における臭気対策内容とその効果³⁾

2-2. 飲食店における臭気対策のすすめ方

飲食店からにおいが漏れ出ていないかを確認し、もしにおいが周辺に漂っていたら、できるところから少しずつ対策を進めていきます。店舗から出るにおいをできるだけ安く効果的に減らすには、においが広がらないうちにそのにおいを減らすことが大切です。また、飲食業における臭気対策内容とその効果について、図2のとおり脱臭装置や消臭剤での対応よりも

他にできる内容の方が臭気対策に効果があるというデータがありますので、脱臭装置を入れる前にできることを確認します。

(1) においを元から断つ工夫

作業工程の見直しや、日々のこまめな清掃の実施などにより、発生する臭気が大きく軽減されることがあります。以下のにおいの元をチェックし、対策方法を確認します。

場所	原因	対策
調理場	・窓などから、においが漏れている。 ・においが強烈な工程がある。	・出入口を開け放しにしない。 ・清掃する。(排気ダクト、床や壁面) ・調理時間(仕込みの時間)の変更。 ・においの強い工程を別の場所で作業する。
排水	・側溝に残った排水が腐っている。 ・固形残渣が混じっている。	・清掃する。(グリストラップ、排水溝、側溝まで) ・エアレーションタンクの散気装置を交換する。 ・下水道へ放流する。
ゴミ置き場	・回収するまでの期間が長い。 ・腐りやすい生ものがある。	・ゴミ容器の密閉化。 ・保管期間を短くする。 ・保管温度を低くする。 ・ゴミ置き場の清掃の徹底。

表1 飲食店におけるチェック項目1

(2) においをできるだけ薄める工夫

高い所から臭気を含む空気を排出すると、臭気は拡散し薄くなります。そこで、排出ダクトの向きや高さを工夫します。

場所	原因	対策
排気口の近く(屋外)	・隣家に排気口が向いている。 ・狭い空間に排気している。	・排気口の向きを変える。 ・排気口を延ばし高い所から排出する。
調理場全体(室内)	・うまく換気されず、室内ににおいがこもる。 ・排気口が油で汚れている。	・発生直後のにおいを室内に広がる前に、少風量で吸引する。 ・においの元の汚れを清掃する。

表2 飲食店におけるチェック項目2

【排気口高さを延長できる場合】

ビルの1階から厨房排気をそのまま排出していたものを、排気ダクトをビルの屋上まで延長します。次に周りのビルに排気口が向かないように排出口の向きを決めます。



図3 排気口延長の例1

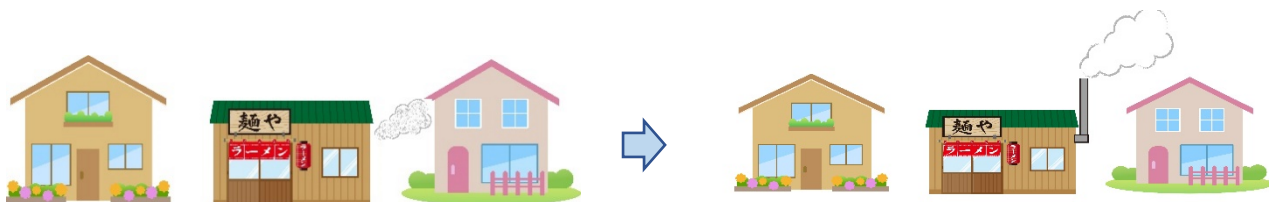


図4 排気口延長の例2

【排気口の高さを変更できない場合】

周辺の建物が排出口を高くしようとしている建物よりも高い場合には、無理に屋根の上まで排出口を持っていくことにより、隣ビルの上層階から別の苦情を生んでしまう場合もあり

ます。その場合には消臭剤なども活用しながら排気を行うこともあります。必ずしも排出口を高くすることが臭気対策に効果があるというわけではなく、周辺の状況をみて活用できそうか決める必要があります。



図5 排気口延長に向かない場合の例

(3) 脱臭装置でにおいを除去

普段の清掃や排出口の向きなどを検討しそれでも解決しない場合には、費用がかかりますが脱臭装置の検討をします。脱臭装置については導入してからのランニングコストやメンテナンス場所も必要となるため、脱臭装置を適切に稼働させるためにもなるべく臭気はもとから

ら断ち、それでも対策が必要になった場合に脱臭装置の検討をします。

無料で脱臭装置を検索できるサイト『脱臭ナビ』(<https://dashdb.jp/>)を活用することも有効です。



(4) 飲食業の方のための臭気対策マニュアル

http://www.env.go.jp/air/manual_2020.05rev.pdf



これまでも環境省などでは、自治体の方や飲食業を営んでいる方向けに臭気対策のマニュアルを作成しています。実際に対策の検討をする場合には、マニュアルなどを参考に臭気対策を実施したい事業所と同じような条件があるのか確認することも必要です。

3. 畜産農業、堆肥化施設における臭気対策

畜産農業や廃棄物処理業（堆肥を扱うもの）の業種に関しては、平成 27 年度に環境省事業にて実施した地方公共団体のアンケート調査結果より「長期間（3 年以上）にわたり解決せず、対応に苦慮されている苦情案件」が最も多い回答としてあがりました。

そこで、環境省では畜産農業（酪農、養豚、養鶏）と堆肥化施設・バイオマス活用施設に焦点をあて、事業者において臭気を排出しないための努力や苦情を軽減させる工夫等の参考となるような事例集を作成しました。また、群馬

県、埼玉県、新潟県の三県合同で畜産臭気対策マニュアルも作成されました。

3-1. 畜産農業におけるおのいの問題

群馬県、埼玉県、新潟県における三県農業関係公設試験研究機関における畜産環境に関する苦情件数の内訳を見ると、どの県においても苦情件数の7割以上が悪臭に関する苦情です。畜産臭気の特徴としては畜種によって臭気の成分が異なるということです。肉牛から出る主な臭気成分はアンモニアですが、豚ではノルマル酪酸などの低級脂肪酸とアンモニア、採卵鶏では硫化水素などの硫黄化合物とアンモニアとノルマル酪酸です。また、畜産臭気としてよくアンモニアのことを言われることがありますが、アンモニアを悪臭と認識するのは 1ppm 程度からですが、ノルマル酪酸などの低級脂肪酸は 1ppm よりも更に 1,000 倍薄い 1ppb から悪臭と感じます。低級脂肪酸はより低濃度で悪臭と感ずるため対策は難しくなります。さらに畜舎やふん置き場によってもにおいの強さなどが異なり、同じ畜産でも畜種や場所によって対策方法が異なります。

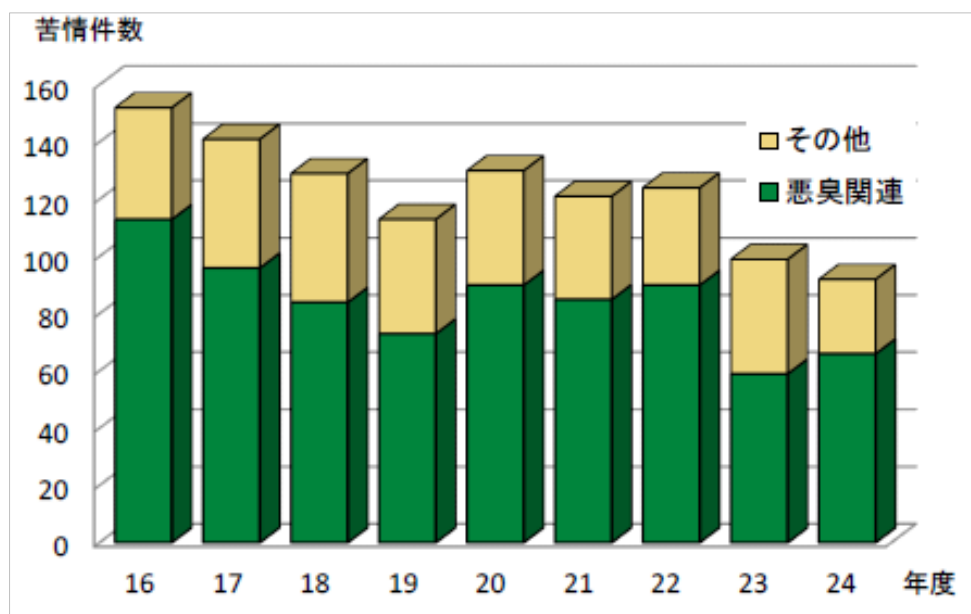


図6 群馬県における畜産環境に関する苦情件数の推移⁴⁾

3-2. 畜産農業における臭気対策のすすめ方

畜産臭気については、臭気発生のおくみを理解した上で場所ごとに対策を講じる必要があります。

(1) 畜舎における臭気対策

畜舎においては、ふん尿から発生する臭気が多いため、毎日の畜舎の清掃など基本的な管理が重要になります。ふんが家畜の動きにより拡散することで表面積が増えて臭気物質が揮散しやすくなる他、ふんが家畜の体に付着すると体温で温められて更に揮散しやすくなります。また、餌槽に残存した飼料や飛散した飼料が腐敗して臭気が発生します。そのため、畜舎や畜体を清潔に保つことが臭気の出生を抑えることにつながります。

(2) ふん置き場における臭気対策

畜舎で発生したふんはその後、堆肥とするため一時的にふん置き場に置くことが多いため、ふん置き場に置く際にはできるだけふんと尿を分離した方がよいです。ふんに尿が混じると水分が多くなり嫌気状態となり臭気が発生しやすい状態になります。ふんの水分を低下させる方法としては、敷料の利用などが考えられます。

(3) 畜舎農業の脱臭装置

普段の畜舎清掃やふん尿の管理でも臭気の出生ができない場合には消臭剤や脱臭装置の導入を検討します。脱臭装置以外にも畜舎周辺に植栽をすることで臭気を希釈する方法もあります。

3-3. 堆肥化施設・バイオマス活用施設におけるおいの問題

堆肥化施設で堆肥化される原料は、食品残渣や家畜ふん、脱水汚泥など様々ですが、悪臭苦情の原因となるのは、原料のにおいより発酵時の臭気です。原料を堆積発酵させると、初期はアンモニアなどが一時的に発生しますが、好気性発酵が進むにつれて臭気発生量は減っていきます。しかし、原料に空気が入らないと嫌気性発酵となり硫黄化合物や低級脂肪酸類などの臭気物質が長期発生します。

これらのことから、堆積発酵させる場合の臭気対策としては、原料の通気性を確保して好気性発酵を促進させて臭気発生を抑制すると共に、発生した臭気を集めて処理することになります。

3-4. 堆肥化施設における臭気対策のすすめ方

(1) 堆肥化施設における臭気対策

堆肥化の発酵を始める前に原料の通気性を確保します。通気性の改善方法としては、戻し堆肥と副資材を混合させる例もあります。副資材としては、木質チップやもみ殻、おが粉などを利用します。次に発酵に適した攪拌や通気方法について確認をします。攪拌方法については機械で攪拌するパドル式や重機で攪拌するローダー等があり、通気については、手動で行うものや床面から行う方法があります。さらに、堆肥化を進めるにあたり、C/N比(全炭素(C)と全窒素(N)の比であり、炭素/窒素比や炭素率ともよばれます。)を調整することも臭気対策につながるので確認をします。一般に C/N 比が高いほど分解しにくく、低いほど分解しやすいと考えられています。したがって、有機資材の堆肥化を行う場合には、原料の C/N 比を 30~40

以下に調整する必要があります。家畜ふんは概して窒素含量が高く、牛ふんは15～20、豚ふんは10～15、鶏ふんは10以下として分解されます。詳細については、次の3-5に掲げる悪臭対応事例集を参照してください。

(2) 堆肥化施設における脱臭装置

堆肥化施設においては施設の規模や付帯設備に応じて、燃焼法や生物脱臭法、消臭剤などを検討します。脱臭装置の導入時には施設内の臭気の漏洩を防止して施設内の臭気を漏れなく脱臭装置へ引き込むことが重要です。

3-5. 畜産農業、堆肥化施設における臭気対策マニュアル

畜産農業、堆肥化施設においては様々な情報があるため、以下のような資料を参考に臭気対策の検討をしてください。

畜産臭気対策マニュアル

http://npdas.pref.niigata.lg.jp/nosoken_chikusan/5f0d6765f1339.pdf



悪臭対応参考事例集 ～畜産農業編～

http://www.env.go.jp/air/post_32.html



悪臭対応参考事例集 ～堆肥化施設・バイオマス活用施設編～

http://www.env.go.jp/air/post_33.html



4. 脱臭装置について

臭気防止対策の基本的な考え方でも述べた通り、脱臭装置の検討は最終段階に行います。これは当初より臭気対策を脱臭装置に依存してしまうと本来必要な脱臭効率よりもオーバースペックな装置を検討することとなり、導入後のランニングコストも上がってしまうためです。

物理的方法	水洗方式	水、活性炭懸濁液
	吸着方式	活性炭、ゼオライト
	冷却凝縮方式	水冷、空冷
	希釈方式	空気、大気拡散
化学的方法	薬液吸収方式	酸化吸収法
		酸・アルカリ吸収法
	化学吸着方式	イオン交換樹脂、吸着剤、酸性ガス吸着剤
	燃焼方式	直接燃焼法、触媒酸化法
	酸化分解による方式	オゾン酸化法、プラズマ脱臭法
生物的方法	中和剤による方式	消臭剤、防臭剤
	土壌脱臭方式	ソイルフィルター
	充填塔による方式	充填塔式生物脱臭法
感覚的方法	活性汚泥方式	活性汚泥ばっき法、活性汚泥スクラバー法
	芳香剤による方式	マスキング剤

表3 脱臭方式の分類(引用表⁵⁾の改編)

まず、悪臭は一般に微量で多成分の臭気物質を含んでいるガスで、臭気発生源によりその含有成分が異なっています。発生源により臭気の種類だけでなく、ガス温度や水分含有量も異なっているため、その臭気ガスの特性に合わせて脱臭方法を選ぶ必要があります。脱臭方法を選定する際には前回までに解説をした機器分析を用いて臭気的主要成分を見極め、何の物質をどの程度削減すればにおいを感じなくなるかを考えます。さらに脱臭装置の効果を判定する場合には臭気指数を測定して判断するのが一般的です。

本章では、各種脱臭法の方式と主に使用されている発生源について紹介をしますので、最適な脱臭装置を選ぶ際の参考資料として活用をしていただきたいと思います。

4-1. 各種脱臭方法の装置と特徴

脱臭方法には多くの方法があります。表3に示すように物理的、化学的及び生物的方法などに分類されます。通常、脱臭方法は一つの方法

だけで完全に処理することは難しく、いくつかの方法を組み合わせる一つの装置とすることが多いです。

4-2. 業種別脱臭方式の選定

脱臭方式には多くの種類がありますが万能といえるものはなく、それぞれ、長所、短所を持っています。ある業種のある発生源の臭気を除去できる脱臭方法は、普通 5～6 種類考えられることが多いです。しかし、設置実績の多い方法は 1～2 種類に限られることもあります。

以下に近年悪臭苦情が多く、対策に苦慮している業種について、それぞれ主要な発生源と適用可能な脱臭方法をまとめましたので、脱臭方法を検討する際の参考にさせていただきたいと思います。

なお、脱臭装置の原理などについては、防脱臭技術の適用に関する手引きをご覧ください。

<http://www.env.go.jp/air/akushu/tebiki/full.pdf>



業種	主な臭気発生源	適用可能な脱臭装置
畜産農業	畜舎、畜糞貯留場、堆肥化施設	土壌脱臭法、充填塔式生物脱臭法、薬液洗浄法、消・脱臭剤法
肥料、飼料製造工場	原料投入口、粉碎機、乾燥炉	薬液洗浄法、充填塔式生物脱臭法、吸着法、燃焼法、プラズマ脱臭法
食料品製造工場	原料置場、生ごみ置き場、排水処理施設、焙煎工程	薬液洗浄法、吸着法、土壌脱臭法、生物脱臭法、燃焼法、消・脱臭剤法
塗装・印刷工場	塗装ブース、乾燥・焼付工程、印刷機	燃焼法、吸着法、充填塔式生物脱臭法
コンポスト化施設	原料搬入・貯留槽、醗酵施設	薬液洗浄法、充填塔式生物脱臭法、土壌脱臭法、吸着法、オゾン酸化法
クリーニング店	乾燥機、衣類の取出し、乾燥、排水処理装置	吸着法、凝縮法
飲食店	調理機、排水処理施設	吸着法、消・脱臭剤法

表4 業種別発生源と脱臭方式の選定⁵⁾

5. おわりに

臭気対策が難しいのは、感覚公害であるために、事業者と苦情申立者とののにおに関する考え方が異なるためです。また、苦情申立者から悪臭に対する苦情の相談があったがよく話を聞いてみると、事業所に出入りしている車の騒音についても強く訴えていました。このように悪臭以外の不快感が悪臭被害にもつながってしまうのも、悪臭公害の特徴でもあります。

悪臭公害が発生した場合には、苦情を訴えている人の話を十分に聞き、また、事業所内をしっかりと検証して、事業者の意見も把握する必要

があります。また、類似の事業所でどの程度まで臭気対策を実施しているかという情報を集めることも重要です。臭気対策はこの事業所であれば、この対策をしておけば大丈夫というものはありません。一つ一つの積み重ねが重要です。どのように対応してよいか分からない場合には、におい・かおり環境アドバイザー（公益社団法人におい・かおり環境協会の専門資格、臭気判定士資格を持っており尚且つにおい・かおりに関する知識と経験のある者）などの専門家にも気軽にご相談ください。

参考文献

1) 臭気対策行政ガイドブック

：平成 14 年 4 月 環境省環境管理局大気生活環境室
<http://www.env.go.jp/air/akushu/guidebook/full.pdf>

2) 令和元年度(平成 31 年度)悪臭防止法等施行状況調査の結果について

：令和 3 年 3 月 環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
http://www.env.go.jp/air/R01akusyu_gaiyo.pdf

3) 飲食業の方のための『臭気対策マニュアル』

：令和 2 年 5 月 環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室
http://www.env.go.jp/air/manual_2020.05rev.pdf

4) 畜産臭気対策マニュアル

：平成 27 年 3 月群馬県畜産試験場、埼玉県農林総合研究センター 畜産研究所、
 新潟県農業総合研究所 畜産研究センター
http://npdas.pref.niigata.lg.jp/nosoken_chikusan/5f0d6765f1339.pdf

5) ハンドブック悪臭防止法 六訂版

：2020 年 8 月 公益社団法人におい・かおり環境協会

【公害等調整委員会からのお知らせ】

公害等調整委員会（以下「公調委」という。）では、令和 3 年度は、新型コロナウイルスの感染防止のため、第 52 回公害紛争処理関係ブロック会議及び第 46 回公害苦情相談員等ブロック会議の開催を中止しましたが、地方公共団体の公害紛争・苦情処理担当職員の育成支援の一環として、誌上セミナー「悪臭について」を掲載してきました。

誌上セミナー「悪臭について」は、今回で終了となりますが、これまでの記事及び昨年度の誌上セミナー「騒音・低周波音について」の記事については、公調委のホームページ「地方公共団体の皆様へ」に掲載しています。

https://www.soumu.go.jp/kouchoi/for_local-government.html



誌上セミナーが、地方公共団体の公害紛争・苦情処理部局で新たに担当となられた職員を始め関係者の皆様にご活用いただき、執務の一助となれば幸いです。

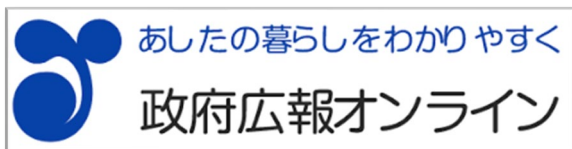
公害紛争処理制度を知っていただくために

公害等調整委員会事務局

公害等調整委員会では、公害でお困りの方が必要なときに必要な情報に接することができ、公害紛争処理制度を利用していただけるよう、様々な広報を実施しています。

今回は、騒音や悪臭などでお困りの方に向けた「政府広報オンライン」のウェブコンテンツをご紹介します。

国の様々な行政情報を集約するポータルサイト『政府広報オンライン』。



そのウェブコンテンツの一つ「暮らしに役立つ情報」では、公害等調整委員会からの行政情報として、「騒音や悪臭などに困ったときは、気軽に公害苦情相談窓口へ」が掲載されています。

騒音や悪臭などに困ったときは、 気軽に公害苦情相談窓口へ

令和3年（2021年）10月18日



このウェブコンテンツでは、「建物の解体工事の音がうるさくてイライラする」「野焼きによる煙やにおいで気分が悪い」など、身近な公害でお困りのときに、市区町村等の公害苦情相談窓口にご相談すれば、1週間以内に約7割が解決していることなどが、動画や分かりやすい記事で、紹介されています。

ぜひ以下の URL にアクセスしてください。

<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201109/3.html>



暮らしに役立つ情報「騒音や悪臭などに困ったときは、気軽に公害苦情相談窓口へ」の一部をご紹介します。



【動画】身近な騒音や悪臭などに困ったら、気軽に市区町村等の相談窓口へ

インデックス

- 1 どんなものが「公害」なの？
- 2 公害問題で困ったら？
- 3 公害苦情相談で解決できない場合は？

● 公害苦情相談の流れ

(1) 苦情相談



「公害苦情相談窓口」に、公害に関する苦情をご相談ください。

(2) 現地調査



相談員等が、必要に応じて現地調査を行います。

(3) 改善指導・助言等



相談員等が、公害防止のために改善のための指導や助言等を行います。

(4) 解決・アフターケア



相談員等が、解決後も必要に応じて、その後の状況を確認します。

市民目線で行動できる 職場を目指して

最前線紹介

三重県桑名市市民環境部環境対策課

桑名市は、三重県の北部、揖斐川・長良川・木曽川^{きそがわ}の木曽三川河口部に位置し、北西部には養老山地、南東部には伊勢湾が広がる、水と緑豊かな自然環境に囲まれた人口約 14 万人の都市です。



空から見た桑名市

古くから水上交通、陸上交通の要衝として栄え、江戸時代には伊勢国の東の玄関口として東海道を行き来する人や伊勢さん（伊勢神宮）への参宮客を迎えるなど、東海道五十三次の 42 番目の宿場町（桑名宿）として大いに賑わいました。市内には現在も貴重な史跡や文化財が数多く残っており、江戸時代初期に始まったとされる「石取祭」^{いしどりまつり}は、40 台程の山車が一斉に鉦^{かね}や太鼓を打ち鳴らすことから「日本一やかましい祭り」とも言われ、平成 19（2007）年に国指定重要無形民俗文化財に、平成 28（2016）年にはユネスコ無形文化遺産に登録され、市内外から多くの見物客が訪れます。その他、日本有数のテーマパークを抱えるなど、当市は歴史と文

化を育むまちである一方、県内屈指の観光都市でもあります。

ところで、皆さんは絶滅危惧種に指定されている「イヌナシ」をご存じでしょうか。イヌナシはマメナシとも呼ばれ、日本では三重県、愛知県、岐阜県の 3 県にしか生息しない大変珍しいバラ科の落葉樹です。当市には自生地としては日本最大級の「多度^{たど}のイヌナシ自生地」があり、平成 22（2010）年に国の天然記念物に指定されました。学術的に高い評価を得ており、現在も地域住民や行政、NPO などが協働で保全活動を行っています。

また、昨年 3 月には、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、「桑名市ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。現在は、まずはできることから少しずつ取組を始めていますが、今後も、市民、事業者、行政等が一体となって、様々な取組を積極的に推進し、ゼロカーボンシティの実現を目指してまいります。



ユネスコ無形文化遺産登録 桑名の石取祭

さて、当市の公害苦情の総合窓口は環境対策課が所管しています。当課は、1課1係で構成されており、課長を含めた職員は8名です。担当業務は、公害、環境保全、環境学習、環境衛生、環境美化、墓地、火葬場、動物愛護、犬の登録、エネルギーなど多岐にわたります。

苦情や相談は毎日のように寄せられますが、近年は、公害苦情というより生活環境における近隣住民同士のトラブルが多くなっています。

当市は、中部経済圏の中心都市である名古屋市に近く、丘陵地が団地へ、田畑が住宅へと急速な宅地開発が進んでおり、以前から住んでいる住民と引っ越してきた住民との間でトラブルになるケースが年々増加しています。野焼きはその典型的な例で、農業従事者が古くから行ってきた必要最小限の稲わら等の焼却についても、引っ越してこられた住民からは中々理解が得られないようです。

また、市内には空き家や高齢者のみの世帯が増加しており、庭木や雑草の越境など土地の適正管理に関する苦情も多くいただいています。

その他、ペットの鳴き声など生活騒音に関する苦情も多く寄せられています。

これらの苦情やトラブルは、生まれ育った環境や考え方の違い、地域コミュニティの希薄化、更には今日の少子高齢化、核家族化の進展などが要因と考えられますが、基本的には当事者間、あるいは地域で解決すべき案件であり、行政の対応には限界があるため、その対応にいつも苦慮しています。

公害苦情としては、宅地開発に伴う造成工事や事業所からの騒音・振動に関する苦情が最も多くなっています。

また、市内には国道等の主要幹線道路が集中しているため、昼夜を問わず自動車（特に大型貨物自動車）の交通量が多く、沿線住民から自動車騒音や道路交通振動に関する苦情をいただ

くこともあります。このような申立てがあったときは、速やかに現場に出向き、申立人立合いのもと、必要に応じて騒音・振動測定を実施するようにしています。

その他、交通事故等に伴う河川への油流出事故も度々発生しており、随時、その対応に当たっています。

このように、限られた職員の中、公害苦情等の対応に追われていますが、苦情対応に当たっては、まずは市民の話にしっかりと耳を傾け、その上で行政として何をすべきか、何ができるのかを適切に判断するよう心掛けています。中にはいつまでも怒りが収まらない方もおられ、苦情対応の難しさや大変さを痛感することもあります。少しでも納得していただけるよう、冷静かつ丁寧な対応に努めています。

最後になりますが、今後も市民の気持ちに寄り添い、市民目線で行動できる職場を目指して、職員一同更にスキルを高めていきたいと考えています。



桑名の焼きハマグリ

がんばってまーす

難しい業務ですね、。



秋田県大仙市市民部生活環境課環境班主事

としま よしうみ
戸嶋 美海

皆様、こんにちは。秋田県大仙市役所生活環境課の戸嶋と申します。今年度は配属2年目となりました。はじめに、大仙市の紹介をさせていただきます。

大仙市は平成17(2005)年3月に旧大曲市^{おおまがりし}を含む近隣の8市町村が合併して誕生しました。

秋田県の南部に位置し、東に奥羽^{おうう}山脈、西に出羽^{でわ}丘陵が縦走、その間を流れる雄物川^{おものがわ}とその支流である玉川^{たまがわ}に沿った農村地帯が四季折々に美しい表情を見せる自然豊かな田園都市となっております。米の収穫量は国内屈指であり、水稻を中心に水田の畑利用による大豆等の土地利用型作物のほか、枝豆やアスパラガス等を組み合わせた複合営農が行われております。

また、古くから雄物川の舟運^{しゅううん}や羽州^{うしゅう}街道など、交通の要衝として発展し、秋田新幹線や秋田自動車道などの高速交通網も整備され、多彩な交流が可能となっております。

大仙市は、毎年8月最終土曜日に開催される日本最高峰の全国花火競技大会「大曲^{おおまがり}の花火」をはじめ、毎月花火が打ち上がる「花火のまち」として有名です。ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響により、延期・中止が相次いでおりますが、コロナ前の生活に戻った際にはぜひとも大仙市に足を運んでいただき、「大曲の花火」を味わっていただきたいと思います。また、国指定重要無形民俗文化財「刈和野^{かりわの}の大綱引き」や国指定史跡「払田柵跡^{はったのさくあと}」、国指定名勝「旧池田^{いけだ}」

氏庭園」など、地域に伝わる伝統や文化、歴史といった魅力が息づいております。



大曲の花火 (大会実行委員会提供)

さて、本市の公害苦情相談につきましては、生活環境課環境班4名の職員で対応しております。苦情内容としましては、基本的な公害の他に、犬や猫の動物の糞被害、空き地の雑草、蜂の巣の駆除相談など、市民の生活環境に関する相談が年間で100件ほど寄せられます。その中で、私が対応した公害苦情の事案を一つご紹介させていただきます。

それは、土木建築用コンクリート製品の製造を行う工場から出る騒音や振動に困っているとの相談です。発生源の工場から相談者宅は200mほどの距離がありますが、工場建屋の開口部が相談者宅に向いており、双方の間には田んぼが広がっているためダイレクトに振動が届くとのことでした。ちなみに、今回が初めての相談とのことでした。また、工場に隣接する住宅からの相談は今までありませんでした。

まずは、職員2名で相談者宅に出向き話を伺いました。特に6月～8月の時期に我慢できない程の騒音や振動に悩まされているとのことでした。相談者が過去にその工場の従業員だったということもあり、作業内容については把握しているとのことでした。また、自ら工場に出向き防音ネットの設置や周辺に配慮した作業方法を依頼したこともあったようですが、なかなか状況が改善されないため市に相談したとのことでした。

その後、発生源の工場に出向きました。しかし、時間帯が休憩時間だったため、相談者が悩まされている騒音や振動を確認することはできませんでした。工場長に今回の苦情内容を伝えたとこ、工場側でもご存じの内容でした。成形機の振動や製品の積卸しの際に生じる音が原因ではないかとのこと。以前からの苦情を受けて、工場建屋の開口部付近に製品を積み上げるなど、騒音の軽減対策は施していたとのことでした。ですが年間を通して設置しているわけではないため、相談者の発言通り6月～8月の時期に騒音や振動がひどくなっていたようです。

工場長に本件に対する対応を検討するよう指導したところ、対策として工場開口部と相談者宅との間に防音壁を設置するとともに、積卸し作業を見直してみるとの回答がありました。相談者に工場の対策内容を伝え、少し様子を見てもらうよう説明し、対応を終了しました。数か月後、相談者から「行政の指導後、だいぶ状況が良くなってきた。ありがとう」とお礼の言葉をいただきました。

一件落着かと思われましたが、翌年の8月に同じ相談者から同様の相談を受け付けました。聞き取りを行ったところ、内容としては1年前とまったく同じでした。昨年に防音壁の設置などの対策を実施していただいたので、こちらとしては再度工場側に相談内容を伝えることしかできませんでした。工場長からは、作業内容を再度見直すとの回答をいただきました。

このように、市に寄せられる苦情への対応の多くが、発生源者へ何らかの配慮を求めるものとなります。力になりたいと思う反面、対応の限界も感じます。やはり、法的に規制できない場合では、強制的に発生源者への対応を求めることができません。対応の意志が確認できないまま長期化し、行政の対応に納得できない相談者への説明に苦慮するケースが増えております。長期化は精神的不安が募る要因にもなり、相談者の過敏な反応による連絡が相次ぎ、事態の悪化にもつながりかねません。

今回紹介した事例は、発生源者が対応したにも関わらず、苦情が収まらなかったケースになります。心情的、感覚的な苦情は解決しないケースが多いことを経験しました。そうした中で、1回目の相談時の聞き取りや状況把握、原因の特定、発生源者への指導、そして防音対策の効果の確認の甘さを痛感しました。また、行政がどこまで関わるべきなのか、これからも直面する公害苦情対応の難しさについても再認識させられました。

公害苦情に関する業務に携わり2年が経ちます。まだまだ新人職員の私ではありますが、対応の際に意識していることがあります。それは、聞き取りの仕方です。基本的なことですが、返事や相槌一つ一つを丁寧にして、相手に寄り添うことを意識しております。当初の自分は余裕がなく、発言内容を聞く事、メモする事のみに集中してメモ用紙だけに顔を向けていました。帯同している先輩方に頼りっきりで、自分が疑問に思ったことさえ聞けないまま対応が終了してしまうこともありました。

まだまだ未熟な私ですが、より良い市民への対応ができるよう今後も努めていきたいと思います。

がんばってまーす 一人前を目指して



島根県松江市環境保全部環境保全課副主任

たかはし ゆうたろう
高橋 侑太郎

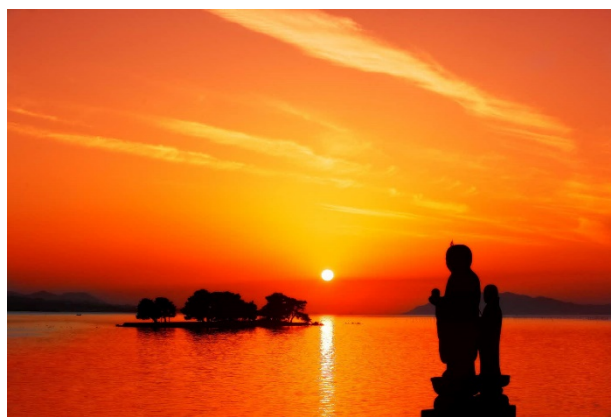
初めまして、私自身は令和3（2021）年4月に着任したため、まだまだ経験不足は否めませんが、早く1人前になるべく頑張っています。このような執筆依頼を受け、筆を執ることも初めてなので、雑文・乱文に寛大な心を持ってご高覧頂けると幸いです。まずは松江市の紹介から始めたいと思います。

松江市は、島根県の東部に位置し、広島市から180km、大阪市からは鉄道距離で約370kmのところにあります。東に^{なかうみ}中海、西に^{しんじこ}宍道湖を抱いて、北は日本海に面しています。宍道湖と中海を結ぶ^{おおはしがわ}大橋川をはさんで南北に広がった市街地は、周囲が丘陵に囲まれた、水と緑の豊かな地域です。宍道湖は淡水と海水の混ざり合った汽水湖で、刻々と表情を変える夕景の美しさから日本夕陽百選にも選ばれた「水の都松江」を象徴する湖であり、市民にも愛されています。

また、当市は国際文化観光都市として、様々な歴史と文化が息づく街となっています。街のシンボルである松江城は、全国に現存する12天守の一つで、平成27（2015）年には国宝指定をされました。最上階の^{ぼうろう}望楼まで登ると松江市街や宍道湖が一望できる絶景が待っています。

島根県といえば、縁結びの神様を^{まつ}祀る出雲大社が有名ですが、当市はスサノオノミコトが夫婦となる喜びを詠ったという日本最古の和歌（「^{やくも}八雲立つ ^{いずも}出雲 ^{やえがき}八重垣 ^{つまご}妻込めに ^{つまご}八重垣造る その八重垣を」）の舞台である八重垣神社が

有名です。他にも、1300年の歴史を誇る^{たまつくり}玉造温泉や、松江銘菓の和菓子や宍道湖特産品であるシジミ等、名所名産も多数あり、多くの観光客が訪れています。皆様も是非お越しください。



宍道湖の夕景

当課では苦情連絡を受けた職員が初動対応に当たっていますが、私は普段、水質汚濁防止法と悪臭防止法を主担当としています。

水質汚濁に関する通報として多いのが、市内工業団地からの白濁水流出事故です。現地を確認し、発生源者が判明すれば訪問し、事情を説明し対応を求めます。有難いことに私が今まで対応した事例では、大きな水質事故に遭遇したことはなく、発生源者と揉めたこともありません。ただ話合いの入り口としては、事故発覚から訪問に至った経緯を丁寧に説明することが大事だと思って業務に臨んでいます。

私の体験談を紹介したいと思います。

季節は梅雨時期、とある産業廃棄物処理業者から白濁水が流出するという事案が発生しました。直接的な原因は人為的ミスによるポンプの不作動でした。しかし、現地調査や聞き取りを行った結果、金属が雨ざらしになっている状態や、場内がすぐ雨水で冠水する等、切削油^{せつさくゆ}が流出しやすい状況になっていることが分かりました。一つ一つ問題点を整理し、対応策について協議を重ねることで、短期的な応急処置や、根本解決を目指す予算を伴う中長期的な計画を立てるところまで至りました。

その後、全国各地で甚大な被害をもたらす大雨が発生しました。松江市においても「大雨特別警報」が気象庁から発令されるような事態となりました。全庁的な災害対応を執り対処するなかで、工場巡視も行いましたが、当該工場から白濁水は流出しておらず安心しました。

変な言い方になるかもしれませんが、もし白濁水流出事故がなければ、その後の大雨時に更に大きな被害が起こっていたかもしれません。一番は事業者がきちんと管理することでしょうが、出水期前に行政側からも管理点検徹底の啓発をすることも大事だと感じました。

当市は冒頭でもご紹介した日本海や中海、宍道湖を始め、多くの河川が流れており、多種多様の自然水環境に囲まれています。水環境を守る仕事の一端を担うことを誇りを感じながら頑張っていきたいと思います。

続いて悪臭相談事例をご紹介したいと思います。

ご存じのとおり、公害苦情対応は対事業者だけでなく対市民である場合もあります。

始まりは自宅周辺で悪臭が漂って困っているという電話でした。現地に赴き詳しく話を伺うと、「2週間前から形容し難い悪臭を感じるようになり、家の中にも入ってきているが発生源は分からない」とのことでした。申立人と一緒に自宅

周辺を踏査すると、僅かながら鼻にツンとする匂いを感じました。匂いを辿ったところ、隣家から匂ってきているようで、申立人と一緒に訪ねると、家主にお会いすることができました。

家主に事情を話すと軒下に案内され、そこには茶褐色をした液体が入ったバケツが置いてあり、悪臭もそこから発生していることが分かりました。家主曰く、原料はニンニクやショウガ、ワサビ等を混ぜたものであり、野良猫の糞尿被害を避けるため設置しているとのことでした。撤去をお願いしたところ、申立人への謝罪とともに撤去の約束もしていただけることになりました。

野良猫の糞尿被害については、申立人も気にしているようで、少し事情を伺ったところ、近所で野良猫保護をしている方がおり、なかなか問題提起がしにくいというお話も聞くことができました。この件に関しては、具体的な対応は望まれませんでしたので、悪臭対応のみとなりました。

この件のように、住民の方から他部署の業務に関することなど管轄外の相談を受けることもよくあります。私自身、上司や同僚に頼る場面も多いのですが、浅く広くでも幅広い知識を身に付けていきたいと感じました。また、実体験として良かれと思って対応しても、結果として相手の希望とは違う方向だったという経験もあります。公害苦情対応においても、まずは冷静に相手の苦情内容、要望を的確に捉え、課題解決を図ることが重要であると考えます。

日々、奮闘してご尽力されている全国の皆様に敬意を表して文末の挨拶とさせていただきます。ご覧いただきありがとうございます。ともに頑張らしましょう！

公害等調整委員会の動き

(令和3年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
10月7日	周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件 第1回審問期日	山口県
11月10日	豊見城市における建築工事に伴う地盤沈下等による財産被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件 第1回審問期日	沖縄県

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

○ 大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件

(令和3年(ゲ)第14号事件)

令和3年10月7日受付

本件は、大阪地方裁判所から、同裁判所に係属している「大阪地方裁判所令和元年(ワ)第10414号損害賠償請求事件及び同令和2年(ワ)第12286号求償金請求事件」について、原因裁定の嘱託があった事件です。

○ 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件

(令和3年(調)第3号事件)

令和3年10月18日受付

本件は、まず、令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方(被申

請人)として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請があったものです。

(1) 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。

(2) 騒音については以下のとおり。

①露天風呂からの人の声等、②露天風呂のテレビや滝の音、③北側室外機の音、④入浴施設のBGMや店内放送、⑤排水・排気の音、⑥車のアイドリング音、⑦夜間工事の騒音

(3) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることが出来ない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

埼玉県知事は、公害紛争処理法第27条第3項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議しましたが、協議がととのわなかったため、同条第5項の規定により、令和3年9月27日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年10月18日に本件を受け付けました。

○ 札幌市における室外機等からの振動・低周波音による健康被害原因裁定申請事件
(令和3年(ゲ)第17号事件)

令和3年11月26日受付

本件は、申請人らに生じた吐き気、嘔吐、食欲不振、筋肉痛、手足のしびれ、動悸、ふらつき、めまい、不眠は、被申請人ら宅の室外機及びエコキュートから発生する振動と低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものです。

○ 大田区における飲食店からの騒音・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件
(令和3年(セ)第9号事件)

令和3年12月7日受付

本件は、被申請人がその経営する居酒屋から、定休日を除き早朝より深夜まで、空調機・換気扇の稼働による騒音及び厨房等の片付け作業や客声による騒音並びに調理時の臭気を発生させていることから、申請人らは騒音及び臭気対策のため、エアコンや空気清浄機の設置等を行ったが十分な効果が得られず、申請人Aは体調を崩して入退院を繰り返すなどの健康被害を被っているなどとして、申請人らが被申請人に対し、損害賠償金合計355万736円の支払を求めるものです。

終結事件の概要

○ 佐倉市における室外機からの騒音による健康被害等責任裁定申請事件
(令和2年(セ)第6号事件・令和3年(調)第2号事件)

① 事件の概要

令和2年7月31日、千葉県佐倉市の住民1人から、隣人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、隣人が設置したヒートポンプ給湯機から発生する騒音により、自律神経失調症、頸肩腕症候群、混合性抑うつ不安症及び睡眠障害の健康被害を受けているとして、被申請人に対し、騒音防止のための防音工事費、健康被害に係る治療費及び精神的・肉体的苦痛に係る慰謝料として、損害賠償金310万9115円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が設置したヒートポンプ給湯器からの騒音と申請人に生じた自律神経失調症等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和3年10月5日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し(公調委令和3年(調)第2号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年10月22日、第1回調停期日において、裁定委員会から提示した調停案を当事者双方が受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 熊本市における太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(令和元年(ゲ)第4号事件・令和3年(調)第4号事件)

① 事件の概要

令和元年11月18日、熊本県熊本市の住民2人及び福岡県久留米市の住民1人から、熊本県熊本市の住民2人の隣人2人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らに生じた動悸、胸の激痛、吐き気、手足の痺れ等の健康被害は、被申請人ら宅に設置された太陽光発電設備及び室外機からの騒音・低周波音・振動によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人らの室外機等からの騒音等と申請人らに生じた動悸等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和3年11月9日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和3年（調）第4号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年12月2日、第1回現地調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 自動車排出ガスによる大気汚染被害調停申請事件

（平成31年（調）第1号事件・令和元年（調）第2号事件）

① 事件の概要

平成31年2月18日、東京都など6都府県の住民93名（以下「申請人患者ら」という。）及び法人でない社団1団体から国（代表者環境大臣。以下「被申請人国」という。）及び自動車メーカー7社（以下「被申請人メーカーら」という。）を相手方（被申請人）として、公害等調整委員会に調停を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。

（1）被申請人国は、気管支ぜん息等の対象疾病及びその続発症の医療費の自己負

担分の補償を救済内容とした新たな大気汚染公害医療救済制度（以下「本件救済制度」という。）を創設すること。

（2）被申請人メーカーらは、本件救済制度につき相応の財源負担をすること。

（3）被申請人国及び被申請人メーカーらは連帯して、申請人患者らに対し、損害賠償金合計9400万円を支払うこと。

なお、令和元年7月4日、申請人患者ら3人から申請を取り下げる旨の申出がありました。

その後、令和元年8月23日、東京都など4都県の住民14人から、同様の内容の調停を求める申請があり（公調委令和元年（調）第2号事件）、同年9月11日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに調停委員会を設け、11回の調停期日を開催するなど、手続を進めたものの、令和3年12月8日、調停委員会は、当事者の主張や考え方に隔たりが大きく、今後調停を継続しても当事者間に合意が成立する見込みがないと判断し、公害紛争処理法第36条第1項の規定により調停を打ち切り、本事件は終結しました。

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

（平成31年（ゲ）第3号事件）

① 事件の概要

平成31年3月29日、山口県周南市の住民1人から、隣接する工場の操業者を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた頭痛、吐き気、めまい、圧迫感、睡眠妨害等の健康被害は、被申請人が操業する工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、被申請人の工場からの耳に聴こえにくい周波数の騒音と申請人に生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和3年12月21日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結しました。

都道府県公害審査会の動き (令和3年10月～12月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

事件の表示	事 件 名	受付年月日
東京都 令和3年(調)第9号事件	鉄道走行による騒音・振動低減請求事件	R3.12.9
神奈川県 令和3年(調)第4号事件	集合住宅建築工事の騒音防止請求事件	R3.10.29
三重県 令和3年(調)第1号事件	鉄スクラップ工場からの騒音被害防止請求事件	R3.10.19
京都府 令和3年(調)第1号事件	寺院からの騒音防止請求事件	R3.11.11
大阪府 令和3年(調)第4号事件	工場騒音振動被害事件	R3.11.1
兵庫県 令和3年(調)第2号事件	解体工事にかかる騒音等防止対策請求事件	R3.11.4

2. 終結事件の概要

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
栃木県 令和3年(調) 第1号事件 [鉄スクラップ等 解体・輸出業者 からの騒音・振 動・悪臭被害防 止等請求事件]	栃木県 住民5人	鉄スクラ ップ等解 体・輸出 業者	令和3年6月21日受付 日曜祝日関係なく、早い時で 早朝5時半頃から、トレーラ ーやコンテナ車などの大型車 両が、自宅前の町道を通過 し、それらが通過する度に、 自宅が地震でも来たかのように揺らされる。作業時間はその日によって違うが、早朝7時過ぎから18時以降までやっているときがある。大型重機でスクラップの積卸しをしている為、ガシャン、ドカンと金属音・重機音による騒音・振動が激しい。騒音は70～80dB以上は当たり前のように出ている。測りきれないこともあり。又、振動によって自宅が壊されそう。手作業であっても、金属音が自宅内まで響く。しゃべり声まで聞こえる。自宅に居ながら、精神的に休まる時間がない。長女は、仕事上夜勤業務があるが、夜勤の日は日中2階の寝室では寝られず、次の日仕事から帰宅しても寝室では寝られず、1階のリビングで寝ていた。現在、孫が生まれ一緒に生活しているが、夜以外2階の部屋での生活が成り立たない。被申請人が、隣で作業するようになってから、油系の悪臭が年中漂う。上記による振動・騒音・悪臭により、頭痛や胃痛、精神的苦痛により家族に体調不良者が出ている。病院に通うものも出ている。医師の診断書あり。自家用車には、大量の鉄粉付着により損害が出ている。自宅西側1階・2階の窓にも鉄粉が付着している。(実証実験済)又、近隣事業所の太陽光パネルも確認したところ、鉄粉が付着していた。太陽光パネルの担当者の方、鉄粉付着確認済。被申請人が作業することにより、鉄粉が飛散していることが言える。よって、(1) 現在も、騒音・振動・悪臭が改善されないま	令和3年12月2日 調停打切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等 手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			ま続いている為、撤退してもらいたい。(2)人的損害賠償として、申請人1人につき1,000万円を請求する。(3)自家用車への鉄粉付着による損害賠償907,500円を請求する。	
東京都 令和元年(調) 第1号事件 [鉄道騒音防止請求事件]	東京都 住民8人	鉄道会社	令和元年5月8日受付 申請人は、(1)騒音のため、会話ができない時がある、いらだち、不安感、睡眠不足などの影響を受けている、(2)申請人ら所有建物は賃貸マンションとして賃貸しているが、住居専用地域に建てられた建物にもかかわらず、被申請人側の騒音がひどく、申請人自身で防音対策を行っても賃借人から騒音被害の訴えが止まない、(3)賃借人募集にあたり、成約・賃料について不利に働いている。よって、(1)被申請人は、申請人らの居住周辺地域につき回折音に対しても効果のある防音壁を設置するなどして、騒音・振動を低減すること、(2)被申請人は、防音壁を設置しない場合、または防音壁を設置しても騒音の最大値が75dBを下回らない場合、A駅から申請人宅前までと申請人宅から南側300mの区間について、走行速度を時速30km以下とすること。	令和3年11月2日 調停打切り 調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
東京都 令和3年(調) 第1号事件 [公園からの騒音防止請求事件]	東京都 住民1人	市 (代表者 市長)	令和3年2月25日受付 令和2年3月頃(新型コロナウイルス感染症の発現以来)より、A公園利用者数の急増及び利用状況の変化により発生した騒音について、被申請人へ対策を依頼したにも関わらず根本的解消につながる対策がなされず、在宅勤務への支障、日常生活における精神的苦痛を受けている。よって、(1)被申請人は、A公園において、都民の健康と安全を	令和3年11月29日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			確保する環境に関する条例第136条別表第13日常生活等に適用する規制基準以上の騒音が発生しないよう、①騒音計の設置、②公園内での小学生以上の球技の禁止、③公園を利用する親子に対し騒音軽減につながる啓発などの対策を実施すること。(2)市民のワークショップを経て作成されたA公園基本プランに沿った公園の運営・整備を実施すること。	
大阪府 令和2年(調) 第6号事件 [水産物加工工場 騒音等被害防止 請求事件]	大阪府 住民1人	水産物加工会社	令和2年9月3日受付 平成31年4月頃より、申請人は被申請人工場の室外機の騒音により眠れない状態が続くようになった。このため、被申請人や市に苦情を申し立てたが改善されず、令和2年4月に工場に新たに大きな機器が取り付けられてからは、より一層騒音が大きくなり不整脈が生じるなど事態は深刻化している。本件騒音問題の解決とこれまでの苦痛等の損害の回復を求め、申請に及んだものである。よって、(1)被申請人は低周波音を発生させないよう、防音壁の設置、機械の移動、機械の入替等相当な対策を講じなければならない。(2)上記措置を取らない場合は、半年の猶予期間後、加工場を移転しなければならない。(3)被申請人は、申請人に対し、金130万2330円を支払うことを求める。	令和3年12月20日 調停打ち切り 調停委員会は、4回の調停期日の開催等 手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
大阪府 令和3年(調) 第3号事件 [工場悪臭被害防止請求事件]	金型製造会社	金属印刷加工会社	令和3年4月27日受付 平成28年頃から申請人の工場内に悪臭が入り込むようになり、令和2年5月頃から次第に臭気が強くなったため、申請人が悪臭の発生源を調査し	令和3年10月20日 調停成立 調停委員会は、2回の調停期日の開催等 手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双

都道府県公害審査会の動き

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
			たところ、被申請人の工場から臭気が来ていることが明らかになった。このため、被申請人に対し対策を求める申入れを数回行ったが、改善が見られなかったため市に苦情を申し出たところ、市の調査で臭気指数が基準値を上回っていることが確認され、行政指導が行われた。しかし、その後も被申請人工場からの悪臭の発生が収まっていないため、被申請人に対策を求めるべく本調停に及んだものである。よって、(1)被申請人は、悪臭について、A市悪臭公害防止指導要綱を満たすよう脱臭装置を設置するなどの必要な対策を講じなければならない。(2)被申請人は、ホルムアルデヒドの排出について、申請人との敷地境界において、その濃度を0.1ppm以下になるよう必要な対策を講じなければならない。	方が受諾し、本件は終結した。
福岡県 令和3年(調) 第1号事件 [ガス衣類乾燥機からの騒音等被害防止請求事件]	福岡県 住民1人	福岡県 住民1人	令和3年2月24日受付 ガス衣類乾燥機により排出される音と臭いが、昼間に菜園で作業するとき不快であり、夜中にその排出音で目が覚めて安眠できない。また、夜中に家庭用省エネ給湯器が発生する低周波音で目が覚めて安眠できない。よって、被申請人は、(1)被申請人宅のガス衣類乾燥機により申請人の敷地に向かって排出される「音と臭い」の軽減(2)被申請人宅の家庭用省エネ給湯器が発生する低周波音の軽減を行うこと。	令和3年11月16日 調停打切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。
大分県 令和2年(調) 第1号事件	大分県 住民1人	バイオマス発電会社	令和2年11月6日受付 申請者は32年ほど前から自動車の板金・塗装業を営んで	令和3年10月13日 調停成立 調停委員会は、5回の調停期日の開催等

事件の表示	申請人	被申請人	請求の概要	終結の概要
[発電施設からの粉じん被害防止請求事件]			いるが、被申請人の発電施設へ搬入される木質チップから木くず等が飛散し、塗装したばかりの自動車の表面に付着することにより、事業に支障を来しているため。また、木くず等を吸い込むことによる健康被害をもたらす可能性があるため。よって、(1) 非金銭的請求：被申請人が木くず等の飛散防止の抜本的対策をとること。(2) 金銭的請求：損害賠償 143 万4,375 円、慰謝料 相当額、弁護士費用 10 万円、将来の保障 478 万1,250 円(3) 上記 2(1)（非金銭的請求）がかなわず申請人がやむを得ず立ち退くこととなった場合：立退料相当額を要求する。	手続を進めた結果、調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

(注) 上記の表は、原則として令和3年10月1日から令和3年12月31日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。

ちょうせい

第108号 令和4年2月

編集 総務省公害等調整委員会事務局
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館

内容等のお問い合わせ先 総務課広報担当
Tel：03-3581-9601（内線2315）
03-3503-8591（直通）
Fax：03-3581-9488
E-mail：kouchoi@soumu.go.jp

※本誌に掲載した論文等のうち、意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りしておきます。

近隣騒音や建築工事による騒音・振動に
伴う被害なども
公害紛争処理の対象になります
紛争を解決するには、まずは相談を



公害紛争処理制度に関する相談窓口

[詳しくはこちらへ](#)

公害等調整委員会

検索

総務省公害等調整委員会事務局

公調委 公害相談ダイヤル

TEL 03-3581-9959

月～金曜日 10:00～12:00、13:00～17:00
(祝休日及び12月29日～1月3日は除く。)

FAX.03-3581-9488

e-mail. kouchoi@soumu.go.jp

URL. <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/>

